

第125回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和8年3月11日(水曜日)

出席議員 (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	坂口純大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	江見秀樹	副町長	森下守
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、並びに、当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、一般質問であります。

8人の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本義次議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆様、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

三寒四温と言われておまして、大分、梅も咲き、桜のつぼみもつけてまいりました。しかし、よい時の春と秋がなくなりつつあります。

昨日も雪が舞う寒い日でしたが、皆様も健康に留意していただきたいと思っております。

それでは、工業団地をつくらうということで、親が年老いて看護に帰って来たくても、働く会社がなく、今勤務している阪神間の会社を辞めてまで田舎には帰れない。田舎で勤める会社があれば、そこに勤務し、親の介護なり面倒をみるができるのに。そう思っている人は多いと思います。働く所があれば休みの日に、自分の田畑を耕し、集落内の草刈り、溝掃除、簡易な道路の補修等ができ、集落にも活気が出てきます。子や孫たちも一緒に帰ってくれば、さらににぎやかにもなります。人口減少の今こそ、若者が働きやすく、子育て環境のよい町づくりが求められていると思っております。

以前、研修で訪れた四国の東温市では、地域振興対策として、域内の高速道にインターチェンジを2か所づくり、工業団地を2か所整備したそうです。今後、さらに2か所計画中的であるとのことでした。企業誘致を考えるなら、まず、スマートインターチェンジづくり、交通の利便性を確保した上で、団地化を進めることが必要だと感じました。

佐用町においては、旧利神小学校の周辺は鳥取道の入口や智頭線平福駅も近く、中国道、姫新線にも比較的アクセスしやすい土地でございます。働く人も集まりやすく、こんな条件のいいところはないと思いますが、今後の企業誘致のあり方と工業団地の建設について、町長の見解を伺います。

あと、町内の不登校児童生徒についてと、図書館の利用については、質問席からの質問といたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（千種和英君）

江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君）

それでは、今日から2日間、8名の議員の皆様からご質問をいただいておりますので、それぞれ真摯にお答えしてまいりたいと思います。どうぞ2日間、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まずは、岡本議員からの工業団地をつくろうということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

この工業団地や企業誘致につきましては、昨年の12月にもご質問をいただいておりますので、同じような答弁になりますけれども、改めて、お答えをさせていただきます。

岡本議員がおっしゃられるように旧利神小学校の周辺は、鳥取自動車道の出入口や智頭線平福駅にも近く、また、中国自動車道、姫新線にも比較的アクセスしやすい土地であるということは認識しております。工業団地の整備や企業誘致につきましては、若者の定住促進や地域経済の発展において、極めて重要な事項であると認識をしておりますが、佐用町単独で新たな工業団地を造成・分譲するというにつきましては、昨今の造成費用等の高騰もありまして、企業ニーズに見合う分譲価格の設定が困難であること、さらには労働力確保の見通しという観点からも、現時点ではハードルが高いというのが実情でございます。

また、旧利神小学校や、例えば、佐用インター周辺は、農地も多く耕作もされている優良農地でもありまして、その保全という観点から考えますと、農林振興の根幹であるというふうにも位置づけております。こうした現状を踏まえまして、私の公約であります「働く場所の確保と町内事業所の人材確保支援」ということを基軸に、まずは、実現可能性の高い施策から着実に進める方針でございます。

まず、人材確保を最優先とした企業誘致の考え方について、近年は、町内事業所におきましても人材の確保は厳しさを増しております。実際には、技能実習生や特定技能外国人を中心に、約120人規模の外国人材が製造業等を支えていただいております。また、佐用日本語学校の卒業生や在校生も、医療・福祉の現場や町内のアルバイトなど、地域の重要な担い手となっていただいております。

このように、佐用町内に決して働く場所がないというわけではございません。若い世代が希望する職種を考えた際に、都市部の企業等に目が向いてしまっているというのが現状ではないかというふうに考えております。

そのために、まずは、既存の町内事業所を冊子やホームページ等で広く紹介するなど、企業情報の発信を強化して、人材確保支援に注力していきたいと考えております。

次に、新規工業団地の整備についてであります。先ほど、申し上げましたとおり、佐用町単独での新規整備というのは、非常にリスクが高いと考えられますので、まずは、広域的な視点での企業立地と雇用の場の確保を進めてまいりたいと思っております。

近隣の播磨科学公園都市におきましては、関係機関との連携により、企業誘致が進みまして、産業用地の分譲も好調で、佐用町から通勤されておられる方も多数いらっしゃると思っております。このように、通勤圏内での雇用創出を地域の実態に即して進めることが合理的であるというふうに考えております。

また、町内への投資につきましては、久崎の工業団地をはじめ、これまでの誘致企業による雇用の実績がございます。まずは、こうした既存企業の増設や高度化投資の後押し、さらには空き地・遊休地、既存建屋の利活用、そして、学校等跡地の受け皿としての活用を進めて、実現可能な雇用創出に取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、既存の中小企業の支援や新規創業の促進につきましても、商工会と緊密に連携し、支援を行ってまいります。

具体的には、融資利子補給による資金繰り支援、先端設備等導入に伴う固定資産税の課税標準特例による投資促進、起業・創業支援、事業承継支援などでございます。

今後も、播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏といった枠組みを活用し、広域連携による企業誘致・雇用確保を進めると共に、既存の企業から積極的な増築等のニーズがあれば、検討を進めてまいりたいと考えております。

現状では、町単独では困難な投資や人材需要に対し、圏域としての力を活かすことで、町民の皆様の選べる働き先というものを増やしてまいりたいと考えております。

以上、当面は、人材確保を軸に、町有の未利用地などの既存資産の最大活用と商工会と連携した中小企業・創業支援の強化を進めつつ、町有地への企業誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

引き続き、中小企業の支援、若者の定住・移住の後押し、そして、持続可能な企業誘致の取組を着実に進めながら、「いつまでも安心して暮らせる佐用町」を実現してまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長は、以前と同じようないうことで、答弁されました。

しかし、今、佐用町においては、皆さん年をめされて、そして、自分の田畑も、ちょっと維持困難な状態でございますので、ですから、もう土地の単価そのものも、ものすごく落ちてきております。

ですから、私は、National でも、最初は町工場のだったんですが、今、世界の National になり、初めは、町工場の小さな会社でも、努力をして、あんなに大きくなりました。ですから、やはり、そういうふうには、私は、佐用、上月、南光、三日月、そういうところに、土地の単価が安い、今こそ、そういう、まとめて、リスクはあっても、やはり佐用のためになるのであれば、やっていくべきだろうと思っております。

ですから、テクノの関係で一緒にやればということでございますけれども、テクノにも工場、会社が来まして、佐用の方も、たくさん働きに行っているのは承知しておりますけれども、やはり、自分とこの中で、それだけ自分ところ単独ではリスクがあってできないと言われますが、これは佐用のためにですから、土地が安い、今こそ、私は、将来を見据えてやるべきだと思いますが、町長、その点は、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、まず、リスクと言いましたのは、結局、多額の費用をかけて、そういったことを造成した際に、結局、そのまんま残ってしまうというのが、一番のリスクだというふうに思っております。

そういった中で、佐用町内には、佐用町が所有している土地で、遊休地になっている土地というものもございます。また、約 10 年ほど前から学校等の跡地の利活用も進めてまい

りました。その中で、利活用いただける事業者の募集も行ってまいったわけですが、そういうところに、手を挙げていただけただけ事業者が、いわゆる岡本議員がおっしゃられるような、いわゆる産業団地とか、工業団地とかを利用されるような事業者という方は、ほとんど皆無に等しかったという実績が、今のところはあるわけです。

先ほど申しあげました町有地でも、現在ですと、町内では一番大きなのは家内の所有地でございますが、そちらのほうも数件問い合わせがありました。岡本議員がおっしゃられるような事業所さんではなかったという実績でございます。

ですので、私自身は、工業団地のような産業団地をしないということを思っているわけではございません。この企業のニーズに応じて、そのへんについては、今後も検討は継続していきたいというふうに思っておりますが、残念ながら、今のところ、そういった引き合いというのが、佐用町のほうには寄せられていないというのが実態ですので、今の段階で大規模に、例えば、農用地を潰して、そういう団地を整備するというのは、少し時期尚早ではないかというふうに考えているというのが、現状でございます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） まあ、家内の土地も、確か、どう言うんですか、私にしたら、もう民間に、来てくれたところについては、もうただでもいいと、くれてやる。しかし、雇用は佐用町の方に雇用してくださいよということと、もう1つ、幼稚園の東にある前の住宅ありましたところにも、1人いらっしゃるのは、その方の、やはりどこかへ、町が責任持って、代替えいうんか、空き家でもしますから、やっってくださいよというように持っていかなと、なかなか、その人が立ち退いてくれないということでもありますのでね、そこらへんにはついては、その土地の管理は、どこが、役場としてされておるんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

町有の、そういった家内の土地でございますけれども、そちらにつきましては、商工観光課のほうで管理をしているというような状況でございます。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そういうふうに、持っておっても、私は、もう、ただでもええと、もうくれてやると、役場が持っておったら固定資産税も入りません。民間にも持たせておったら、固定資産税も入るし、そこが努力して、また、会社を呼び込むいうんですか、そういうふうになると思いますのでね。

そやで、そういうようなことを考えて、やっぱり、初めは、大きいやつしたら、危険性いうんか、重荷になるということをおっしゃられておりますけれども、こういうやつやらん限りは、佐用の先言うんですか、若者が来たり、こういう働くところがあれば、会社があれば、よ

そこからでも佐用町に転入するわけなんですよ。そこらへんは、やっぱり、考えておかないと、町長は、時期早尚で、ちょっと、佐用町としては、リスクがありすぎるとおっしゃっておりますけれど、やっぱり、そういうリスクを乗り越えてでも、佐用のためにはということでやれば、人が、だんだんと集まって来ると、そのように思いますが、町長、そこらへんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まあ、その土地を、ただでもよいというようなことで、積極的に誘致してはどうかということですが、このへんは、これまで来られた企業さんとの公平性ということも考えないといけませんので、ただがいかどうかは別にして、ただ、何らかの、そういう誘致するための事業所さんにもメリットがあるというような施策といえますか、そういうことは考えられるのではないかとはいえますけれども、果たして、ちょっと、ただがいかどうかというのは、ここは、ちょっと大胆すぎるかなというふうには、私は、思います。

先ほどからの繰り返しになりますけれども、私、何も、これをやらないと言っているわけではなくて、やはり、段階的に、順を追って整備していくことが必要ではないかというふうには考えています。

先ほどから言っていますとおり、学校の跡地、そして、家内の町有地もそうですけれども、そのほかに、まだ、現在は残土が入っておる途中ですので、今すぐにどうこうということではありませんが、議員の皆さんもご承知いただいていると思いますが、枇杷ノ谷のところに、現在は、企業庁が所有している残土処分地がございます。ここにも広大な土地が生まれることとなります。このあたりの利活用を、今、県のほうが、サウンディング調査をやっておりますけれども、このあたりの様子も見ながら、今後の佐用町が取るべき道というのでも考えていく必要があるというふうに思っております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 枇杷ノ谷も、確か、広い土地があります。そして、そういうところは、企業庁なり県とタイアップしながら、やって進めていくということが大事だと思いますが、やはりそういうやつをつくれれば部外からでも若者が雇用を求めてやってくるとは思います。やはり、徐々にはね、いっぺんには埋まらないんですよ。企業はね。

そやけど、その企業が努力することによって、ずっと増えていって、また、そういう企業も National、町のランプ屋だったのが、あんなに大きく立派になりましたように、徐々に、大きくなっていくと思います。

ですから、いっぺんには、満杯というのはならんかも分らんけれど、徐々に、だんだんと増えていくと、私は思います。

ですから、今、町長おっしゃったように、いろいろなリスクがありますけれども、それを乗り越えてやっていただいたら、私は、佐用の、いわゆる田舎では、だんだん、だんだん人が減って、お年寄りばかりになってきている現状を見た時に、本当に、こんなことでいいのかなということ、つくづく感じます。

ですから、そこらへんを、やはり、若者が帰って来る。よそからでも来るというようになれば、また、佐用も活気が出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういうふうに、まず、そういうところも踏まえて、努力していただいたらと思います。

この分については、何か答弁があればいただいて、次の問題に入ります。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 議員おっしゃられるとおり、その働く場所の確保というのは、当然、重要なことだということは、私たちも十分認識しているつもりです。

繰り返しになってしまいますけれども、これについては、町有地の状況、学校等跡地の状況、そして、枇杷ノ谷の跡地の状況、これに対する企業のニーズの状況を見極めながら、そこは、今後も、しっかり、引き続き、考えていきたいと思っております。以上です。

[岡本君 挙手]

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） やっぱり、こういう大きなことについては、国会議員の先生が、大事、必要じゃないかと思えます。ですから、そういう先生にも呼びかけて、やっぱり進めていっていただきたいと思えます。

それでは、町内の不登校児童生徒についてということで、全国でいじめなどが原因で不登校になっている子供が多くいると聞いています。佐用町内の学校でも、いじめなどが原因で不登校になっている子供がいるとは聞いていますが、不登校の現状と、それらに対して、どのように対応してきたかを伺います。

私は、音楽をかけて、その子供たちにあった距離、元気な子は 10 周でいいし、体の調子の悪い子は、歩きながらでも 3 周でもいいので、校長先生たちと一緒にグラウンドを走れば、精神的にも肉体的にも元気になると思うが、それに併せて、教育長の見解を伺います。

議長（千種和英君） 大森教育長。

[教育長 大森一繁君 登壇]

教育長（大森一繁君） それでは、町内の不登校児童生徒数についてのご質問にお答えいたします。

まず、岡本議員がご指摘の、いじめなどが原因で不登校になっている子供が多くいるということに関してですが、文部科学省の調査によると、小中学校の不登校の主な要因のうち、最も多いのは「無気力・不安」で、全体の半数以上になっています。

確かに「いじめ」や「友人関係」が原因で不登校になるケースもありますが、現在、学校では「いじめ見逃しゼロ」を合言葉に、いじめの積極的な認知に取り組んでいます。

その成果もあり、令和 5 年度のいじめの認知件数が 23 件、令和 6 年度が 18 件、令和 7 年度が 1 月末の時点で 34 件と増加傾向になっていて、ささいなトラブルでも早期発見・早期対応を心がけて、いじめや不登校の未然防止に努めているところです。

町内の不登校の児童生徒数は、今年度 1 月末の時点で、中学校では 22 人、小学校では 8

人です。プライバシー保護のため、学校ごとの人数の公表は控えさせていただきます。

昨年度の中学校の不登校生徒数が 11 人、小学校の不登校児童数が 6 人でしたので、県や国の傾向や割合と同様に佐用町においても不登校児童生徒数は増加傾向にあります。

各学校と教育委員会では、効果的な不登校支援につなげるためにも、個々の不登校児童生徒の不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握に努め、その原因を分析しています。

しかし、先ほども触れましたように、不登校になっている理由は、個々によって様々で、学力不振や学習意欲の低下、無気力感、対人関係から精神的に不安定になっているケース、家庭環境の影響、起立性調節障害と診断されたことなどが挙げられます。複数の要因が関係している場合もありますし、児童生徒本人にも、その原因がよく分からないということもあります。

各学校では、不登校の児童生徒と保護者とのつながりが切れないように、個々の児童生徒や保護者の意向を尊重しながら、定期的に家庭訪問や面談をして学校の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして丁寧に対応しています。

不登校児童生徒への支援については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律と、その基本方針に基づき、魅力のある学校づくりや児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施しているところです。

また、体験学習等を通して、自己肯定感や自己有用感を育み、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けた支援を組織的・計画的に行っています。

今年度から、必要に応じて各校に不登校対策支援員を配置し、校内サポートルームを設定して、対象児童生徒の居場所づくりにも取り組んでいます。

来年度は町内全小中学校にこの取組を拡充する予定です。

佐用町教育支援センターとも積極的に連携し、校内・校外支援体制の整備や教員や支援員間での情報共有と共通理解を大切にしています。

不登校児童生徒と同様、不登校傾向の児童生徒についても、早い段階から養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関との連携による教育相談体制を充実させ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を推進していきます。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうるものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、支援に当たっては、児童生徒の意思を十分に尊重しながら行っています。

岡本議員からご提案いただきました、音楽をかけてグラウンドを走るという取組についてですが、児童生徒の心身の健康を願う議員のお気持ちは、十分に理解いたします。

しかしながら、不登校児童生徒への対応という観点から申し上げますと、文部科学省の方針や専門的知見に照らして、慎重に考えなければならない点がございます。

文部科学省は、令和 5 年 3 月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を策定し、不登校児童生徒への支援の基本方針を示しております。その方針の中で特に重要なのは、「学校復帰を前提とせず、多様な学びを保障する」という考え方でございます。

また、令和元年の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、「本人の意思を尊重すること」「無理な登校刺激を避けること」「一人ひとりの状況に応じた支援を行うこと」が明確に示されております。

議員ご提案の「グラウンドを走る」という活動は、学校への登校を前提とし、一律の活動を求めるものであり、これらの国の方針とは整合性が取りにくいと考えられます。

現在、全国の不登校児童生徒数は 35 万人を超え、過去最多となっておりますが、その原因や背景は一人一人全く異なります。

「人前に出ることに強い不安を感じる児童生徒」「集団活動そのものに抵抗感・恐怖心を抱いている児童生徒」「学校という場所に足を踏み入れることができない児童生徒」「発達特性により集団での運動が困難な児童生徒」「家庭環境に課題を抱えている児童生徒」など、多様な状態にある子供たちに対して、「グラウンドを走れば元気になる」という単一の方法を適用することは、専門的見地から適切ではございません。むしろ、心理的負担を増大させ、不登校を長期化させる危険性もあります。

文部科学省の COCOLO プランでは、「不登校児童生徒全ての学びの場を確保すること」「心の小さな SOS を見逃さず、チーム学校で支援すること」「学校を安心して学べる場所にする」という3つの柱が示されています。

本町といたしましても、これらの国の方針に沿って、「担任を中心としたチーム体制による支援」「スクールカウンセラー等との連携」「保護者との丁寧な対話」「段階的な学校復帰支援」「一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応」を行っているところでございます。

もちろん、適度な運動が心身の健康に良い影響を与えること自体は否定いたしません。しかし、それは、本人が自発的に取り組む場合や安心できる環境で行われる場合、本人の体力や心理状態に十分配慮された場合、強制や義務感がない場合に限られます。

不登校の児童生徒に対して、例え「歩くだけでもいい」としても、「グラウンドに出る」「教職員と一緒に活動する」という行為そのものが大きなハードルとなる場合が多いと考えられます。

一方で、不登校でない、児童生徒に対しては、議員ご提案のような運動の機会を増やすことは有効であると考えます。

実際に、多くの学校では、「業間マラソン」「朝の体力づくり」「全校でのスポーツイベント」などを実施しております。

ただし、これらも、「参加を強制しないこと」や「個々の体力に応じた配慮をすること」「楽しく取り組める工夫をすること」「運動が苦手な児童生徒への配慮をすること」が重要であり、画一的な実施は、新たな不登校の原因となる可能性もございます。

また、「校長や先生たちも一緒にグラウンドを走る」というご提案についてですが、現在、教職員は、「授業準備」や「生徒指導・進路指導」、「保護者対応」、「部活動指導」、「会議・研修」、そして「不登校児童生徒への個別対応」など、極めて多忙な状況にございます。

不登校支援においては、先ほど述べましたように、「スクールカウンセラーとの専門的面談」、「家庭訪問による信頼関係の構築」、「校内サポートルームでの個別対応」、「保護者との丁寧な連携」、「医療・福祉の関係機関との連携」など、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応が必要であり、これらに教職員の時間とエネルギーを集中させることが、より重要と考えております。

今後も、本町の児童生徒一人一人が、それぞれのペースで、安心して学べる環境を整備してまいります。

以上、大変長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私は、JR の本社へ行っておった時に、甲子園球場のある甲子園口に住んでおりました。

その時、子供を3人、6歳、4歳、2歳の子供を何とか元気にさせてやりたいという思いで、仕事から帰ってくると、武庫川の河川敷へ3人連れて行って、30分毎日走らせ、そ

して、元気な子にさせなあかんと思って、家では、バットを振らしたり、キャッチボールをさせたり、長男などは、私が、野球が好きなのですから、野球に入れたらと思ってしましたが、入らないと言って、3回泣いて帰りましたが、3回引きずって行ってさせることにしました。

そして、中学校までも野球をしましたが、やはり、親は、それぐらい、子供を元気にさせなあかんという気持ちの中で、少々、子供が嫌がってでも、やっぱり小さい時、親が怖いと。親が、これだけ権威があるということで、子供の言うとおりにしておいたら、よくはないと思います。

ですから、私は、そうやって、6歳、4歳、2歳を、元気な子に、家の中でキャッチボールしたり、また、バットを振らしたりして、そして、3人とも、今、元気な子になって、世の中でも頑張ってくれております。

ですから、やっぱり、そういう、親が1つの、こういうふうにやったらなんという気持ちの中で取り組んでいただきたいと思います。

それと、今、教育長おっしゃった、カウンセリングということで、家庭訪問もしているということですが、そのカウンセラーは各児童、休んでおる子の全部のおうちで訪問してやられているのでしょうか。そこらへんは、どんなでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） カウンセラーは、まず、4中学校と佐用小学校に合計5名おります。

週1日の勤務で、例えば、上津中のカウンセラーは南光小学校にも行きますが、そのカウンセラーが、直接、家庭訪問をするということは稀であります。

担任とか、副担任等が家庭訪問して、その様子をカウンセラーと共有して、アドバイスをいただくということがあります。

あとカウンセラーが不登校児童生徒とか、その保護者とか会ってカウンセリングすることはありませんけども、家庭訪問そのものはカウンセラーがすることは、まず、稀であります。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 私、思うんですけど、子供、やっぱり、汗かかさんとあかんのですよ。

今言ったように、汗かいて、それは、私は、強制でグラウンドを走れというんじゃないくて、やっぱり、こうやって、野球でも、何でも、自分の好きなことを、サッカーでも、そうやって走って、汗をかかしたら、子供は、自然と元気になって、体力があれば、何でも結びつく、勉強のほうにも、家の手伝いでも、小さな時からさせると、そういうふうにしていかんと、やはり、放っておいて、子供育ちません。

ですから、やっぱり、そういうふうには、親が、そういうふうには仕向けるいうんかな、小さい時から教えて、そして、それを、ああ、こうやって、いろいろ家の手伝いでも、ああ、こういう苦労があるんやなということを知って、もう全然、今の子は、親がもう、どう言うんですか、放つたらかしておいたら、絶対、よくはなりませんよ。

ですから、親が、それだけ権威持って、元気な子にするのであれば、汗をかかせて、そして、その子が、そういう家の仕事のことで、全部、やっぱり小さい時から教えて、そして、お父さんやお母さん、これだけ苦労しとんやないということを、ちゃんと知っておかんと、やはり、あかんと思います。

そこらへんは、私、教育長、走るん、そういうようなん、あかんと言われる、私は、無理やり走れというんじゃないで、体におうたように、10周する子なり、歩いてでも3周する子なり、そうやって外へ出て、とにかく、そういう、どう言うんですか、ちょっとでも汗をかいていくということが大事じゃないかと思ひますんで、そのことを申し上げたんでございます。

そういうことで、もし何かあれば、答弁いただいて、そして、次の分に入ります。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） 汗をかくということは、確かに、必要でありますけども、答弁の中にもありましたように、一概に、その運動そのものに対する抵抗もある生徒もいるということ、児童生徒もいるということをお願いしたので、全く運動を否定してはなりませんし、小学校へ行ってもらったら分かると思うんですけども、業間休み等には、本当に、グラウンドに出て、一生懸命遊んでる姿も見られますので、全く、今の子どもたちが運動しないとか、学校で運動させないということはありませんので、必要に応じて、そういう時間と場をつくって、子供たちに運動させていくことは、これからも続けてまいります。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） あの、まあ、そりゃ、全校の放送の中で、さあ、みんな元気で外へ出て走りましようとか、縄跳びとかサッカーでもしましようって、呼びかけてさせていただいたらと思います。

それでは、次の、図書館の利用状況について入らせていただきます。

インターネットが普及し、子供たちの読書量は相対的に少なくなっていると思ひますが、町内小中学校の児童生徒たちの学校図書室や町立図書館の利用実績を伺います。

また、教育の現場では、それをどのように認識し、どう対策されてきたのかを、併せて伺いたい。

例えば、読書量を増やす取組として、全校生の前で、子供自ら、こんなところがよかった、役に立ったと、すすめの本を発表させたり、読んだ本の感想文を書かせたりすれば、読書量を増やせると考えるがどうでしょうか。お答えください。

議長（千種和英君） 大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） それでは、図書館の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、町内小中学校の児童生徒の学校図書室の利用実績についてですが、各校では、授業時間以外の業間休みや昼休みの時間に図書室を開放し、自分が読みたい本を探したり、読書に親しんだりする時間と場所を提供しています。

毎年、児童生徒の興味関心やニーズに応じた図書を購入したり、児童生徒が主体的に活動している図書委員会の取組とも連携したりして、図書室が、読書に親しみ、読書の楽しさが感じられる場となるよう工夫しています。

また、児童生徒が学習に使用する書籍や資料等も配置するようにして、情報の収集や選択、活用能力を育成する場としても活用しています。

しかしながら、議員がご指摘のように、近年、佐用町でも校内における IT 化が進み、全児童生徒に一人一人に 1 人 1 台のタブレット端末が導入され、インターネットによる調べ学習が増え、学校図書室を利用する機会が減ってきていることが課題として挙げられます。

児童生徒の図書室や本に対する関心が薄くならないように、タブレット端末を活用しておすすめの本の紹介をしあうなどの活動を取り入れ、デジタルと紙、双方の特性を活かしながら、児童生徒の読書習慣を形成していく取組が今後も求められます。

次に、児童生徒の町立図書館の利用状況についてですが、令和 8 年 1 月現在、小学生の登録率は 82%、中学生はほぼ 100%で、令和 7 年度、4 月から 1 月までの実利用者数は小学生が 246 人、中学生が 81 人で、貸出冊数は小学生が 4,266 冊、中学生 822 冊となっております。

子供たちが本に触れる機会が減少していることを図書館としても課題と認識しており、読み聞かせやヤングアダルトコーナーの設置、学校と連携したブックリスト配布、中学生へは今年度から全生徒に電子図書館の ID パスを配布するなど、本との出会いを増やす取組を推進しているところであります。

町立図書館と各学校の学校図書館との連携については、児童生徒の読書の推進には欠かせないものであり、現在も、小学校を対象とした、町立図書館司書が選んだ本を配本する学校貸出事業や、各校の教諭が町立図書館に来館し、自分で選んだ図書や事前に電話で希望する本の書名や、テーマと必要冊数等を連絡して選書を依頼するクラス貸出等の取組も継続しております。

さらに、希望される学校へ町立図書館司書が訪問し、授業の一環として、おはなし会や個人貸出を行う。学校訪問も実施しております。そのほか、町立図書館と学校図書館の連絡会を年に 1 回開催し、意見交換や情報共有することで、町立図書館と学校図書館がより一層協力し、児童生徒のよりよい読書環境の構築に努めているところです。

また、令和 5 年度から 2 年間、三日月中学校が県教育委員会の指定を受け、「読書活動推進事業」に取り組みました。町立図書館と連携し、中学生が三日月小学校や三日月保育園を訪問し、読み聞かせを行う取組を今年度も継続して実施しています。

議員から提案いただいた読書量を増やす取組として「全校生の前でおすすめの本を発表したり、読書感想文を交流したりすること」は、三日月中学校の読書活動推進事業の中でも行われ、一定の効果がありましたので、その取組や実践を町内各小中学校で共有しております。

そのほかにも、各校で、児童生徒が図書委員会で意欲的に活動し、読書や図書室の利用方法について積極的に意見やアイデアを出し合っています。図書室と離れた場所にある渡り廊下に「ブックステーション」と名付け、新刊を展示し、貸出を行うスペースを設けていたり、学年や人気の本の貸出数ランキングを発表したり、貸出ごとに台紙にシールを貼る「どくしょがんばりカード」を配布したりしています。貸出冊数の多い児童生徒に「多読賞」をおくる取組や、図書に関するクイズ大会を実施したところもあります。このような児童生徒が主体となり、成果があった取組は、今後も町全体に広げていきたいと考えて

おります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私が、学校へ行ったら、すぐ図書館入るんですよ。

そして、子供たちが何冊借りておるのかということを見させてもらっております。そして、やはり少ないですね。数が。ですから、そういう少ないということは、やはり、それだけ読んでいないと、今日日、そのインターネットとか、そのスマホなんかで、簡単に調べられたりするんですけど、小さい時から、読み聞かせ、金太郎とか桃太郎でも佐用でもやられておると、それが、ものすごく効果があって、大きくなれば、本好きになって読むようになると思います。

しかし、やっぱり、今、教育長の話の中にありましたように、どういうんですか、三日月で、そういう有効なことが分かりましたと、小学校なり、保育園の子にも、そうやって読み聞かしたらいうことで、それは全部の学校に、もう、ちゃんと、そのようになっておるのでしょうか。そこらへんはどうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） 三日月中学校での取組は共有はしておりますけれども、それを、もう、すぐに全ての学校が取り入れて同じように取り組んでいるかと言われますと、そこまでは行っておりませんが、各学校において取組の一部でもいいので、取り入れていって、前向きに取り組んでいこうという段階であります。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 教育委員会は、何か、毎週か何か、教育何とかかんとかと言ってされていますね。ですから、その時に、こういういい実態が出れば、当然、もうほかの学校も同じくやっていただきたいということで、やっぱり学校全部に進めていただきたいと思います。

いいことは、どんどんやればいいんですから、悪いことはせんでもいいんですけどね。

そして、どう言うんですか、その子供たちの、どんな本がよかって、こんなことが楽しかったということを、全校生徒の前で発表させたり、そういうような実践はされておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） 私が知る範囲で、全校生徒の前で発表という形は、私が勤務した学校ではありませんでしたが、図書委員会が図書新聞をつくって、面白かった本を紹介したコーナーをつくったり、また、図書室の前に本の紹介、自分が読んで気に入った本を、こんな本でしたというふうな形で掲示したりとか、そういうような形で、それぞれの学校によって、やり方は様々ですけども、自分たちの少しでも絵本に親しんでもらおうということを生徒自身、児童生徒自身も考えながら、教職員と協力して取り組んでいるということはいまには行っております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 全校の朝礼の時でも、やはり5分でもかけて、読んだ本の中身を、私は、こういう本がよかったので皆さんも読んでみてくださいというようなこともやっていただいたり、そして、前、三浦課長にも言っていましたけれど、各学校で、どんだけ、そういう本を読んで、実態として、平均的なものも含めて小学校中学校、どんな状況でございますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） はい、各学校と申しますか、小中の年間の平均を出させてもらったんですけども、借りておる子供、それから、借りてない子には差がありますが、それを児童数で割りますと、令和7年度、今、まだ、ちょっと残ってますけども、中学校で1人当たり年間6.35。それから、小学校においては17.7。傾向としては、年齢が上がるにつれて、やはり図書離れというのは否めない状況でございます。

この、この状況も5年からの状況があるんですが、やはり小学校などについては、少しずつですが減ってきている状況はあります。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私も本が好きでございまして、1日3冊ぐらいは読むようにしておるんですけど、やはり、そういう歴史の本、昔話でも、そして世界の、どのような動きしておるかとか、そういうようなことは、やはり、本を持って、まあ、インターネットで調べれば分かるというものの中で、やっぱり、本で馴染んでもらって、本を極力を読んで、そして、今、言ったように、全校の中で、この本がよかったぞ。そして、こういうふうに、みんなも読んでみてくれというようなことを、感想文を書いてもらったり、そして、なおかつ、みんなの前で発表して、私は、校長先生の手形というか、表彰やったらええんや。今のプロ野球じゃない、月間 MVP に、誰がようけ読んで、そしたら、その子が、そういう校長先生に、そうやって褒められて表彰もろた言って、家庭へ持って帰ったら、1つの家庭の中でも話題づくりになって、1つの（聴取不能）というか、そういう方が増えてきたら、もっと張り切って月間 MVP、そういうような、この月は、三浦君が50冊読みましたよと、

これが一番多かった言うて、ほな家庭に持って帰って、校長先生に褒められて、こういう表彰をもらったよというやつをしたら、家のお父さんやお母さんも、ああ、よかったないうことで話題づくりにもなるし、ですから、そういうふうにして、ちょっとでも読んでもらうようにしてもらったらと思います、そこらへんは、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦課長。

教育課長（三浦秀忠君） まあ、おっしゃるとおり、学校図書館というのは、その今、言われたように、確かに、子供たちの知識を高めたりする場所でもあったり、それから、静かな場所で、ゆっくりと物事を考える場所であったり、いろんな図書館の利用方法は、いろいろあって、確かに、冊数が増えるということは非常に大事なことでと思います。

そういう中で、これから図書館を利用するためにどういう施策があるのかなど、いろんなことを考えながら、蔵書の充実をさせたりとか、先ほど、今もやっていますけども、いろんなイベントですね、そういう読み聞かせの機会をつくったりとか、図書館が利用しやすいような仕組みを何か考えて、そういったことを推進していきたいと考えておるところでございます。よろしくをお願いします。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） まあ、そのようにして、やはり、スマホやインターネットで、すぐ分かんと言いながらも、活字に、こう目を通して、昔のこと、そして、世界のこと、どういう動きしておるのかも分かりますので、極力そうやって、子供たちに1冊でも多くの本を読んでもらうように、教育委員会としても仕向けてやっていただきたいと思います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

申し上げておきます。傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただくようお願いいたします。

続いて、8番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。加古原瑞樹議員。

〔8番 加古原瑞樹君 登壇〕

8 番（加古原瑞樹君） 議席番号8番、加古原瑞樹でございます。

今回の私の一般質問は山林火災にも対応可能な防災力の強化に向けてということで、この場から質問させていただきます。

私たちの身の回りでは、火災をはじめ、地震や台風など、様々な自然災害が発生し、尊い生命や大切な財産が脅かされています。

しかも、近年、こうした災害は、規模の拡大や形態の多様化が進み、年々そのリスクは高まりつつあります。

とりわけ、火災については、住宅火災にとどまらず、山林や山間部へと延焼が拡大する事例が全国で相次いでおり、一度発生すれば長期化・広域化する可能性が高い災害となっ

ています。

令和7年2月には、岩手県大船渡市で平成以降最大級となる大規模山林火災が発生し、全国的にも大きな衝撃を与えました。

その後も、昨年は、岡山・愛媛、今年に入ってから山梨・群馬・埼玉など、全国各地で大規模山林火災が発生しております。

こうした事態を受け、本年1月から、たき火などに関する制度が厳格化され、火災予防の強化がされましたが、その内容や趣旨が住民の皆さんに伝わりきらず戸惑いの声も耳にします。

このような状況の中、自助・共助・公助の連携が一層重要となっておりますが、とりわけ共助の中心的役割を担っているのが消防団であります。

しかし、一方で、少子高齢化の進行が進み、近年、消防団を取り巻く環境は厳しさを増しています。さらに、今後は、南海トラフ地震など、大規模災害の発生も懸念される中で、山林火災への対応を含め、消防団を中核とした地域防災力の一層の強化が求められています。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

1、消防団員数の推移について、現在の状況を、どのように認識しているのでしょうか。

2点目、消防協力員制度について、現在の登録人数と、これまでの主な活動内容は、どのようなものか。

3点目、消防水利の確保が困難な地域も見受けられるが、水利の確認や点検はどのように行われているのか。

4点目、たき火などに関する制度が厳格化した、その周知と現状把握は。

以上、この場からの質問とし、再質問は所定の席からさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、加古原議員の山林火災にも対応可能な防災力の強化に向けてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員、ご指摘のとおり、昨年2月の岩手県大船渡市で発生をいたしました、平成以降最大の山林火災をはじめ、全国各地で山間部へ延焼・拡大する火災事例が相次いでおります。

国では、その対策のために、全国の自治体に「林野火災警報・注意報」の創設を求め、その運用が本年1月1日から始まっております。

これだけ大規模な林野火災が全国で発生するのは、極端な降雨や降雪、また、高温や乾燥など、大きく変動する気象状況が多分に影響しているものと考えておりますが、そうした状況を鑑み、改めて、山林火災への対応を含め、災害に強いまちづくりは極めて重要な課題の1つであるというふうに認識をしているところでございます。

そうした、災害に強いまちづくりを考える上で、欠かすことができない組織が消防団でございます。

団員の皆さんにおかれましては、職業を持つ傍ら、非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は、自らで守る」という郷土を愛する精神に基づいて、火災を含む有事の際に、常備消防と連携を図りながら活動を行っていただいております。

また、消防団は、名実ともに、住民の生命、財産を守る安全・安心のまちづくりのための中核的な機関でありまして、自助・共助・公助のうち、共助の中心的な役割を担う重要

な組織であるというふうを考えております。

その他、日常に行う消防ポンプ・車両の定期点検はもちろん、花火大会での警戒ですとか、地域でのイベント、また、防災訓練等へも積極的にご参加いただいているなど、地域コミュニティに不可欠な存在として、多方面で、ご尽力をいただいております。この場をお借りしまして、消防団、団員の皆様、関係の皆様に、改めて、深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、まず1点目の消防団員数の推移と現状認識に関するご質問について、お答えいたします。

全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、消防団員も同様に減少してきている状況でございます。令和7年の消防白書によりますと、令和7年4月1日現在、団員数は前年と比べ1万4,458人減少し、総数が73万2,223名となっております。平成30年以降、毎年1万人以上のペースで減少をしているということでございます。

佐用町消防団の団員数も同様に、近年は減少の一途をたどっておりまして、令和元年の4月から令和7年4月の6年間で約200人が減少し、令和7年4月1日時点の団員数は682名となっております。現在、令和7年度の末で退団をされる方と令和8年度に新規にご入団いただける方の取りまとめを行っているところでございまして、まだ、確定数値ではございませんけれども、今年度末で退団される方が36名、令和8年度新規に入団いただける方が18名ということで、差引き18名が減少して、総数664名というふうになる見込みでございます。

一方で、都市部に比べますと、佐用町のような過疎中山間地域では、人口に対する消防団員の加入率というものは、非常に高くなっております。西播磨地域の市町を例に、人口に対しての団員数比率を見ますと、赤穂市や太子町では約1%、相生市やたつの市で約2%、宍粟市・上郡町で約3%となっているのに対しまして、佐用町は約5%というふうに、団員比率は高くなっております。

また、ご承知のとおり佐用町は高齢化率が約45%ということで40%を超えている中、消防団員を構成する年代層は他の市町よりも比較的薄いという状況が考えられるわけですが、そういうふうに人員的に少ない状況等も考慮すると、さらに加入率が高いということも、改めて感じております。

そういった中、団員減少に伴う対応というのは、順次、進めているところでございまして、団員数が少なくなってきた分団については、近隣の分団との統合を支援させていただいているほか、小規模化に伴いまして、軽自動車をベースとした消防車両の導入検討等も開始をしております。

引き続き、先進的な事例の収集と消防団での展開に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、一方、団員減少を少しでも緩和するための取組も進めておりまして、まず、団員の皆さんへの報酬でございますが、令和5年度から団員報酬、出動報酬を議会にもお諮りした上で引き上げているほか、令和7年度からは、シニア層のさらなる活躍に向けて、退職報奨金の支給区分に「35年以上」というものを新設させていただきました。

また、団員の負担軽減を目的に消防の出初式を着座式でホール開催としたり、隔年で実施をされております西播磨消防操法大会への出動分団の決定方法を、町大会を全分団一斉にして、そこから選抜するという方法ではなく、手上げ制としたりするなど、可能な範囲で団員一人一人の負担を軽減しながら、持続可能な消防団の運営に努めてまいりました。

これらの取組は引き続き推進し、特に団員の報酬については、財源を考慮しながら、国が示す基準へと段階的にはありますが引き上げてまいりたいというふうを考えております。

次に、2点目の消防協力員に関するご質問について、お答えをいたします。

ご承知のとおり、消防協力員制度は、消防団員の減少と、地域防災力低下への対策として、平成28年度から実施している制度でございます。主に消防団の退職者を中心に構成いただきまして、令和8年の1月の末時点で、392名の方にご登録をいただいております。

ご登録いただいた協力員皆さんが一同に会して、町全体で何らかの活動を行うということはいたしてはおりませんが、この登録いただいた方が、お住まいの地域や集落、または分団の区域内で、日中の火災等が発生した際には、なかなか現役消防団員の方々が仕事等で、いち早く現場に駆けつけることが難しいという場合が多いため、OBとしての知識と経験を生かして、初期消火の対応を中心にしていただくということとしております。

実際に火災が発生した際、消防協力員の方が、現場にいち早く駆けつけて、消火栓を使用した初期消火活動をしたり、関係者への連絡を行っていただいたりと、被害の拡大防止と事態の収拾にご尽力をいただいた例というのもございます。

このように、この消防協力員は、消防団を補助する重要な存在として活動いただいておりますので、今後も可能な範囲で活動いただけるよう、お願いをしてみたいというふうに考えております。

次に3点目の消防水利に関するご質問ですが、河川、防火水槽、消火栓等の消防水利の確認は、当然、佐用消防署や、消防団の各分団で実施をいただいております。特に消防団においては、各分団の活動の1つとして、毎月の点検の中で、消防団幹部から自然水利の乏しい箇所の確認と対応、そして、水利となる場所の状況、水の貯まり具合の確認などをしていただきたいというふうなことを、幹部からも指導をいただいております。

また、各自治会においても、消防団員とともに、消火栓や防火水槽の場所の確認を兼ねて、点検を行っていただいているところも多くございます。こうした消火栓の点検による不具合は、その都度ご報告をいただき、町のほうで修繕の対応も実施をしておるところでございます。

また、各自治会にて設置された防火水槽は、自治会で管理をいただいておりますけれども、修繕が必要な場合は、町の補助制度を活用をいただいております。また、どうしても自然水利が確保できないというような地域では、防火水槽の新設も当たっても補助制度がございましたので、ご活用をいただきたいと思っております。

最後に、林野火災注意報・警報制度の周知に関するご質問について、お答えをいたします。

答弁冒頭でも申し上げましたとおり、岩手県大船渡市で発生した大規模山林火災を受けて、本年1月1日から施行期日として、全国の市町村に「林野火災警報・注意報」の創設と運用が求められたところがございます。

佐用町をはじめとする西はりま消防組合の構成市町では、この同組合が主管となって、昨年12月の組合議会で火災予防条例の改正を行い、運用を開始しております。

この「林野火災警報・注意報」の発令基準の説明は、少し長くなってしまいますので、ここでは割愛させていただきますが、一定の気象条件を満たせば発令されます。発令された場合には、屋外での木や雑草の焼却、花火、たき火等、火の使用が制限されることとなります。また、警報発令時に、火の使用制限に違反すると、罰則規定も設けられております。

組合議会での議決が12月22日となりましたので、ほぼ同時期に発行される「広報さよう1月号」への掲載は、スケジュール的に困難でありましたが、議決後すぐに「ひょうご防災ネット」でお知らせをしたり、また、防災行政無線で放送すると共に、佐用町、並びに西はりま消防組合のホームページへ掲載するほか、「広報さよう1月号」の自治会長配布に合わせて、自治会長宛てに、制度説明の文書とチラシを送付したりするなど、可能な限

り本制度の周知を図らせていただいたところでございます。その後、「広報さよう2月号」には、本制度をお知らせする記事を掲載して、さらに、その周知に努めたところがございます。

組合議会での議決から、制度運用開始までの時間的余裕がございませんでしたので、なかなか、その1月の頭時点では、行き届かなかった点はあるかとは思いますが、今後も可能な限り周知への努力をいたしましたので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8番（加古原瑞樹君） 私自身、消防団本部の副団長として現場に携わる立場ですので、なかなか、ちょっと質問がしにくいんですが、高齢化、団員減少、装備の問題など、地域防災体制の課題を日々実感しております。

こうしたことから、今後の地域防災体制について、町の基本的な考え方を、ちょっと、お伺いしたいと思います。

まず、団員の人数の減少についてでありますけれども、近隣市町に比べると、本町は人口比にすれば優秀なほうだということでしたけれども、令和元年から6年間で200人減少という、結構、かなり衝撃的な数字なんですけれども、今後も同様に減少が見込まれると思っておりますが、分団員の負担軽減とか女性消防団員の確保など様々な取組をしていただいていることは十分分かりました。団員減少の緩和に、これからも努めていただきたいと思っております。

それから、それを補うために消防協力員制度というのがありますけれども、こちらのほうも答弁では、実際に活動していただいた例も数多くあるというふうにお聞きしましたけれども、実際、現場のほうでは、団員と違って活動服を着用されていないため確認できなかったのかもしれないけれども、できれば、分団員もそうですが、協力員の活動も町民の皆さんにまず知っていただく。そして、理解をしてもらって、協力をしてもらうためにPRをしていく必要があるというふうに思います。この点に関しては、どのような取組をされてるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

まず、初めの消防団員の加入の推進ということについてですけれども、新入団員の加入につきましては、就職して地元へ戻ってきた方、また、引っ越ししてきた方の情報は、地域の団員にしか分からないものでございますので、これまでは地域の消防団を中心に行っていたということでございますけれども、町といたしましては、毎年、行われます町の自治会長会、年に2回行われますが、その中で、消防団員の会員も含め、自治会長に協力の呼びかけのほうをしているところでございます。

また、今年度につきましては、ある分団から、勧誘のチラシはないのかというようなことで、お問い合わせもございまして、簡易なものではございますが、チラシを作成をして、勧誘にご利用いただいたこともございます。

また、新入団勧誘以外の消防団の活動の広報活動についてなんですけれども、様々な活動を知っていただきたいというようなことで、近年では積極的に広報紙とか佐用チャンネルでの放映ということに努めております。出初式とか、また、操法大会、また、年2回中継訓練もあるんですけども、そういったものも佐用チャンネルのほうですね、機会あるたびに放映をしている部分もございます。

これらのPRは直結はしていないかも知れませんが、広い視点で見れば、消防団活動へのさらなる理解と、この新入団員の勧誘にもつながっているのではないかとこのように考えております。

今後も引き続き、広報部局とも連携をして新入団員の加入につながるように、また、消防団をより広くしていただくように、活動に力を入れていきたいと考えております。

それから、もう1つの消防協力員の関係ですけれども、消防協力員は、消防団員とは異なりまして、ヘルメットと長靴のみを貸与させていただいております無償のボランティアということで、ただし、町内で使用できる1,000円分の商品券のほうをお渡しをしておることになってございます。

については、町全体で、そういう定期的な講習会とか、訓練を行うとなれば、消防団と同じような組織になってしまいますので、そこまで無理もできないということで、無理のない自分のできる範囲で消防団活動などの後方支援をお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、協力員の加入や更新をしていただく際には、これまで同様に、趣旨等も説明をした上で、丁寧に加入、更新をしていただくよう、ご案内をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8番（加古原瑞樹君） 消防団員加入していただくPRというの、しっかりしていただいているということで、ありがとうございます。

何がきっかけで入ろうというふうに思ってもらえるかっていうのは、分からないと思います。日頃から、そういったイベントなどで、佐用チャンネルで発信していただくことも、十分、そのきっかけにはなるかと思っておりますので、これからも引き続き、よろしく願います。

それから。協力隊員なんですけど、よく協力隊員の方に聞くのが、どういう時に集まればいいのかとか、どういうことをすればいいのかという質問をされる方が結構おられるんです。最初に、説明をされてると思うんですけども地元の分団と一緒に行動するということになると、やはり火事の現場とかになりますと、なかなか連携が難しいんじゃないかなと思ったり、あと危険をやっぱり伴いますので、ある程度、こういうことをしてくださいというのを、きっちり伝えて、お互いに確認をしておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今後、その協力員制度を、どのように運営していくおつもりなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

先ほど言われたように、なかなか何をしたらいいのか分からないというようなことも、お聞きをするんですけれども、できるだけ無理のない範囲ですので、自分が、ご自宅にいらっしゃった時に、火事などがあった時に、ヘルメットと長靴を貸与させていただいていますので、そういった可能な範囲の時に外出していただいて、危険の及ばない範囲で、ご協力をいただきたいと思いますということで、今までも申し上げてはおるんですけれども、さらに、大体協力員につきましては、消防を退団される時に、協力員になっていただけませんかということで、お願いをしておる部分もございますので、その時に、もう一度、議員おっしゃるように、こういう形での趣旨なんですということを、もう一度、詳しくお伝えするような形で対応していけたらなというふうに思っております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

委員（加古原瑞樹君） 消防協力員の方、本当に即戦力であると思います。

これから南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合など、極めて重要な即戦力になると思いますので、これを十分、力を発揮していただけるような取組を、今頃、今のうちに体制をつくっておくということが必要になってくるかと思っておりますので、ぜひとも一度ご検討いただければなというふうに思います。

それから、消防水利の確保についてですが、河川の改修によって川幅が広がった関係で、従来取水箇所消防車が接近しにくくなっているような箇所があります。

実際の消火活動において、水利の確保が困難になっている箇所もあるというふうに思っているんですが、特に、この冬、河川にも水が少ない時期になっております。こうした自然水利っていうのが不安定なものになっておりますが、特に、今回取り上げさせていただいてる山林火災など、山間部での火災では、水利が乏しくて、重要になってくるのが消火栓や防火水槽だと思っております。

先ほどの答弁のほうで、修繕や新設の補助を活用して、自治会が設置し、管理をとということだったと思っております。

ですが、金額でいうと、かなり高額になってくると思うんです。親切であれば、40トンクラスで言えば、1,800万円ぐらいかかるんじゃないかっていうのを調べたら出てきたんですが、そうしたら、やっぱり、幾ら町の補助があっても、自治会にとっては金額的にかなり負担になると思います。町のほうで設置や修繕をするということができないんでしょうか。確か、国の補助もあるというふうに、この間、調べたら出てきたんですが、どうでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

先ほど言われました、防火水槽の関係ですけれども、基本的には、防火水槽を町で設置している、してはどうかということですが、各自治会等で設置完了しているということで、そういう箇所はございます。

そういう中で、近年では、そうした強い要望もありませんけれども、その町での防火水

槽の設置ということは、今のところ聞いてはおりません。

補助のほうもあったり、起債のほうもあったりはしているんですけども、具体的なお話が、先ほども言われたように、大変高額な金額かかりまして、地元負担のほうもかなりなるかと思えますので、そういうこともありますし、財源のほうも確認する必要がありますので、そういったようなお声がありまして、今のところはないんですけども、ありましたら、個々にご相談いただいて、そういう中で、こういった補助がありますよというようなことで、町のほうも起債対応しますというような形で、対応できたらなというふうに、今のところは考えておりますけれども、町の消防施設に関する補助金ということで、補助のほうは、町のほうでの補助は、そういう防火水槽の新設、40立米以上でありますとか、20立米以上40平米未満というような区分で補助のほうもございますので、そちらのほうもご相談いただけたらと思います。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8番（加古原瑞樹君） 地域を見てみますと、結構、防火水槽、それから、水利に使えるため池というようなものがあります。

ですが、なかなか管理が難しいというお話も聞きます。

地元で管理、草刈りであるとか、たまってる泥であるとか、そういうふうなことをするのに、なかなか今、高齢化が進んで、集落では難しいんだというお話も聞きます。ぜひともそういったことも、点検を消防団、地元自治会でされてるということでしたが、そういったところも、相談に乗っていただくこともしていただきたいなというふうに思います。

今回の、その山林火災においては特になんですが、1つの地元集落の分団だけでは対応できない広域化する場合は、よく全国的に見られます。

そうした場合は、ほかの分団が応援に行つてというようなことも想定されるんですが、その場合、地元ではありませんので、その水利の確保がかなり難しくなってくるんじゃないかなというふうなことを思います。

その場合に、昔、僕も消防車に乗った時には、水利マップっていうんですかね、水利の地図がありました。今も載っているんですが、それがかなり古くなっています。河川の改修等、今、かなり現状が変わってる状況なんですが、この水利マップについては、作成等は、今、現状どのようになっているんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えさせていただきます。

今、議員さんもお承知のとおり、情報政策課が中心となって、ネット環境の地図上に様々な情報を載せて公開する公開型GISという事業に、今、取り組んでおりまして、その運用が、この3月下旬から始まる予定となっております。

その中の1つに、この水利マップというのがございまして、消火栓、自然水利、防火水槽など町のほうで把握している情報のほうが公開をされます。

これらの運用に合わせまして、消防団を初めとして、関係者の皆さんにも、改めて、お知らせをしていこうというふうに考えておりますので、また、ご活用のほうをいただければ

ばというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8 番（加古原瑞樹君） はい、すみません。確認なんですけれども、その GIS の水利マップとていうのは、一般の消防団員でも確認をできる。で、それは別に、例えば、ナビをしてくれとか、そういうものではないですね。地図上で確認するだけということですよ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

そうですね、一般にも見れるものでございますので、そのナビのようなものではございません。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8 番（加古原瑞樹君） 質問をしておきながら、それ以上の答えが返ってきたんで、びっくりしているんですが、本当に今頃の消防団員の中には、字名から分からない場合もあります。

特に山間部になると、その集落がどこからどこまでとかいうのも分かりにくいので、GIS を使った水利マップというの、かなり有効になると思いますので、あとは、これをちゃんと使えるように、消防団員のほうに説明等を、分団長だけじゃなくて、一般の分団員のほうにも教えていただくと、ありがたいなというふうに思います。

それから、林野火災警報注意報についてでありますけれども、広報のほうでも見させていただきました。1月に間に合わないという理由も十分理解をしております。

ただ1月最初から、とんど、とんどの時に注意報警報が出てという状況で、皆さん、自治会長をはじめ、いろんところで悩まれて、消防署に電話かけられたところとか、かけずに判断をされたところ、多々あると思います。

実際近隣の市町でも、とんどから、その日、延焼をしたというような事例もあります。そういったことも、判断が、基準を言われるんですが、その注意報の時にはどうなんだとか、警報の時にどうなんだというのが、なかなか住民の方には伝わっていないようです。

例えば、焚き火はいいのか、あぜ焼きは駄目なのかとか、中には、基本的にはタバコも駄目というふうに、確か書いてあったと思うんですが、中にはバーベキューはいいんだろとか、そういったところが、一番住民の方が知りたいところだと思うんです。

なので、今日、注意報が出ましたということで、何をしたらいいのか悪いのかということが、その広報的に伝える場合に、図解と言いますか、文字ではなくて、イラストなどで分かりやすいようにしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、今後も、引き続き、周知をされるということでしたが、どのように周知をされていきますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） まだ、ご理解をいただけてないということで、そういったご意見も頂戴をしておりますので、広報が必要ということで、今後も引き続き、西はりま消防組合佐用消防署とも連携を取りながら、広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、このような一般質問を金澤議員からもいただいておりますけれども、また、PRにつながるものであるというふうに考えます。ありがとうございます。

町長の答弁でも申し上げましたとおり、林野火災注意報、また、林野火災警報の違いは、どちらが発令しても、この火の使用に制限があるんですけれども、この注意報の場合は、この使用制限に対する努力義務が発生するということです。それで、警報発令の場合も、火の使用に制限があるんですけれども、最も異なるのは、実際に火を使用すると、警報が出ているのに火を使用すると30万円以下の罰金か、拘留、身柄を拘束されるんですね、そういった罰則があります。そこが大きな違いです。

この罰則あるか、ないかが大きな違いということで、認識をいただければというふうに思います。

何がよくて、何が駄目なのかということは、これは、なかなか、ちょっと難しいところもありまして、詳しくは、西はりま消防組合のほうが窓口になっておりますので、佐用消防署ですね、に直接、ご確認いただければと考えますが、専門的な言葉になるんですけども、裸火という火があって、炎や熱が直接周囲に放出されている火で、火の粉が出るものが使用してはいけない火であるというふうに伺っております。

したがって炎が上がって火の粉が出るような焚き火はもちろん、農業でのあぜ焼きや、とんども火の制限の対象にはなるということですので、それは駄目ということで、微妙なのが、その場バーベキューの炭火とか、あと七輪の炭火とか、そういうのは裸火がないので、それに該当しないのではないかなというふうなことは聞いてはおりますが、それ微妙なところもござい…、そこから裸火が出ておれば駄目なので、そういうことがございますので、なかなか判断は難しいんですが、そのようなことで、消防署からは聞いております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8番（加古原瑞樹君） やっぱり文字で聞くと、なかなかちょっと、理解がしにくいところもあるんですが、こうした住民の方からお聞きをしますし、また、町営のキャンプ場とか、笹ヶ丘、それから天文台のロッジなんかもそうですが、キャンプを目的に来られる方の中には、かなり火を使われると思うんです。

特に、佐用の方は、こうやって防災無線とかでも、かなり宣伝をさせていただいているので、気をつけていただいているとは思いますが、都会から来られた方、あまり、そういったことに興味を持たれてない方が来られた時に、やっぱり、そういった施設で、どのように火を扱われるのかなというのが気になるんですが、こうした施設なんかで、お客さんへの説明とかいうふうなもの必要だというふうに思うんですが、どのように対応されている

んでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

町で言いましたら、南光の自然観察村とかあると思うんですけども、そういうものにつきましては、こういったことが新設された時に、商工観光課と連携をして、注意報等が発令されればということで、受付簿に掲示を行って、施設の利用者について、火の制限を、火の使用の制限を呼びかけておるといふことで聞いております。

ちょっと、民間のほうは、ちょっと、こちらのほうも承知はしていませんけれども、西はりま消防組合や佐用消防署のほうで、そのへんパトロールのほうも、ずっと、注意報とか出ましたらしていただいておりますし、そういうところに呼びかけもしていただいとるというふうに聞いておりますので、そちらのほうは、消防署のほうで対応いただいとるというふうに思っております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8番（加古原瑞樹君） はい、やっぱり、キャンプ場に来られて、火を一切使わないっていうことは想定されませんし、お客さんも来られてから、そんなこと言われて使えませんって言われても、多分、困られると思いますんで、受付の時とかホームページのほうでも、そういった文言で、一応お断りしておく必要もあるかなと思いますんで、ちょっと、細かいことになりますけれども、そういったことも対応していただければなというふうに思います。

山林火災については、本町の場合は一番多いのが、あぜ焼きとか、そういうふうなところから延焼ということが想定されます。できれば、住民の方にも正しくこの注意報、警報ということを知っていただいて、安全に運用をしていただけるように周知徹底をしていただきたいと思っております。

本町はご存じのとおり、山が多くて、水利に限られ、山林火災への対応は厳しい条件のもとにあります。そこに人口減少や、南海トラフ巨大地震といった将来リスクも重なっており、かなり問題が多く見られます。

しかし、消防水利の再点検、消防協力員制度の実効化、少人数でも対応できる体制づくりなど、大きな費用をかけなくても防災力を高める余地は、まだまだあると考えております。

山林火災対策を含め本町の地域防災体制のさらなる強化に取り組んでいただくことを期待しまして、私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

ここでお諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。ただ今から休憩を取り、再開は、午後1時30分とします。

午前11時35分 休憩

午後01時30分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
6番、金澤孝良議員の発言を許可します。金澤孝良議員。

〔6番 金澤孝良君 登壇〕

6番（金澤孝良君） 6番議席、金澤です。

今日は、3点の質問をいたします。

1点目、森林植栽事業と西播磨の環境と景観を考える会についてと、林野火災警報等と農業従事者の野焼きについて、それから平福瓜生原邸の事業状況はということで、3点質問します。

まず、1点目、森林植栽事業と西播磨の環境と景観を考える会について。

旧利神小学校跡地利用としてJIA社が植栽事業を始められ数年がたち、ユーカリの品種も数種類に選定をされている状況だと理解しています。植栽についても、おおむね順調に行われているのではないかとと思われるが、その事業について、西播磨の環境と景観を考える会、以下考える会が、JIA社と佐用町の担当課に疑義があるように思います。

佐用町の森林資源の将来を担う大切な事業であるので、お互いの理解を深め環境を守りながら、この事業を町民と考える会にも理解を得て推進することが必要かと思われま

す。今後の事業推進に当たり、その状況等を問います。

1つ、令和6年3月の説明会で植栽計画地の地域住民にその趣旨を説明するとの回答であったが、何回ぐらい実施できたのか。

2点目、既に植栽をしている箇所と種類、本数等、成育状況はどうなのか。

3、実証実験のため、JIA社と東京農工大学担当者はどのぐらいの頻度で来町し、地域住民との交流、いわゆる説明会をしているか。

4、佐用町広報に住民周知をしたのは、昨年の4月号だけだったと思うが、それ以外の周知活動や地域住民への説明等は行ったのか。

5番、今後、考える会との相互理解を深める協議会等を行う用意はあるのか。

以上です。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、金澤議員からのご質問、森林植栽事業と西播磨の環境と景観を考える会について、お答えをさせていただきます。

現在、取り組んでおります早生樹施業は、町の森林資源の活用だけでなく、災害に強い森づくりや地球温暖化防止など、地球規模の多面的機能の強化や持続可能な社会の実現を目指して、推進しているところでございます。

また、ご発言にございました、西播磨の環境と景観を考える会が、JIA 社と佐用町の担当課に疑義があるように見受けられるという点についてでございますが、担当課である農林振興課においては、この考える会のほうから、複数回にわたりご質問状をいただいております。毎回、丁寧に回答させていただいておりますことは、これまで、この議会の場でも、何度か申し上げておりました。

直近では、2月上旬にも代表から質問状が出されましたので、事業の進捗状況や今後の計画などについて、回答をさせていただいたところでございます。

これまで考える会のほうからいただいた質問の主な内容は、早生樹であるユーカリが環境に悪い影響を与えるのではないかと心配を示されているものが多く、それに対する回答としまして、問題ないので、安心をしていただきたいという旨を、東京農工大学の先生方からご教示いただいた専門的な知見や科学的根拠を示しながら丁寧に、繰り返しお答えしているところでございます。

それでは、まず、1点目のご質問でございます。令和6年3月の説明会で植栽計画地の地域住民にその趣旨を説明するとの回答であったが、その後、何回ぐらい実施できたのかということについてでございますが、昨年の9月議会におきまして、児玉議員からの一般質問で同様の質問をいただき、そこで前町長がお答えをいたしましたので、繰り返しとなりますけれども、いずれの造林地におきましても、着工前に、地元の自治会長さんに、施業計画を説明をし、必要に応じて地元住民の皆さんに説明する機会を設けさせていただく旨をお伝えをしておりますが、いずれの自治会長からも説明会の開催の必要はなく、施業計画についても特に問題はないとの回答を得ておりますので、地域の皆さんにお集まりいただく説明会は開催はございません。

一方で、考える会からは、現地を視察したいという旨のご要望を受け、これまでに3回にわたって現地をご案内し、現地で造林の状況等について、丁寧に説明をさせていただいております。

そのうち1回は、「子供たちに見せたいから土曜日に開催してほしい」との要望を受けまして、そのとおりに現地見学会を開催をいたしました。結局、子供たちは、1人もお越しにならなかったということでございます。

また、考える会以外の町民の方からも、1件の現地見学希望がございまして、そのお一方を造林地にご案内させていただいたということでございます。

なお、現地では、どなたに対しても丁寧に説明をさせていただいておりますけれども、その現地で、考える会のみなさんからユーカリ植栽を心配するような意見や感想を示されたことはございません。

次に、2点目の既に植栽しているところと種類・本数等育成状況はとのご質問にお答えをさせていただきますが、数値については、概数で申し上げさせていただきます。

植栽地は、佐用坂に2ヘクタール14種類5,000本、皆田に2ヘクタール21種類4,000本、才金に6ヘクタール3種類6,500本、スピカホールに0.02ヘクタール3種類40本を植栽をしております。

生育状況につきましては、樹種によってよし悪しが分かってきておまして、それぞれの特性や適性が確認できております。特に、主に考えている樹種につきましては、順調に生育をしておまして、植栽後2年足らずで7メートルに達するものもあっております。

次に、3点目の実証実験のため、JIA 社と東京農工大学担当者はどのくらいの頻度で来町し、地域住民との交流、説明会を実施しているかのご質問にお答えをいたします。

両者につきましては、おおむね月に1回、佐用町にお越しをいただいております。育苗や育林の指導、経過観察等を行っていただいております。

また、遠隔監視システムを搭載した WEB サイトで、いつでも育苗施設を確認できるようにしております。

地域住民との交流ということにつきましては、育苗の従事者や造林事業者に指導を行っていただいておりますが、地域住民のみなさんとの直接的な接点というものはございません。

次に、4点目の住民周知活動についてですが、議員ご発言の意図は、昨年の広報4月号だけでしか広報活動を行っていないという趣旨だとご理解しますが、その記事では、事業の目的や現状を丁寧にお知らせをさせていただいたつもりでございます。当然、現状に変化があったり、町民の方からの問い合わせが多くあった場合など、町民の皆さんにお知らせすべき事項があれば、様々な手段で、お知らせさせていただきたいと考えております。

なお、この町の広報紙だけではなく、議会においても毎回のように、この事業のことを取り上げていただいておりますので、佐用チャンネルの議会中継や議会だよりで、町民の皆様もよく存じていただいていることと承知をしております。

また、1点目の答弁で申し上げましたけれども、考える会の方が「子供たちに森に入ってもらいたい」という希望をお持ちであることが分かりました。この意見には賛同できましたので、昨年の秋に子供向けに山歩きや植樹体験をスピカホール周辺で開催いたしました。その時の様子は佐用チャンネルでも放映されましたので、ご覧いただいた方も多いのではないかと考えております。

最後に、5点目の、今後、考える会との相互理解を深める協議を行う用意はあるのかについて、お答えをいたします。

担当課の職員と考える会の代表とは、何度も話し合いをしておりますし、先ほど申し上げましたとおり、頂戴した質問に対しては全てお答えし、現地の案内も複数回にわたって対応させていただくなど、決して協議を拒んでいるというような状況ではございませんことは、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、繰り返しとなりますが、早生樹施業は、災害に強い森づくりをはじめ、森林再生を実現するための、これは1つの手段でございます。町民の皆さんに安心と安全をお届けできるように、引き続き取り組んでまいりますことを申し上げ、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 丁寧にお答えいただきました。

僕も、その考える会が入ってるわけじゃございませんので、特に大きな異議はないわけなんですけれども、こういった方々、私の地元になりますんでね、いろいろとコミュニケーションをする場がありまして、私が思ってること以上に、将来のことを考えて心配をされてるんじゃないかなと思っております。

1点目の、この何回ぐらいあったかということなんですけれども、大きな町民が、関心がないという言い方は失礼なんですけれども、特に大きな疑問がなければ住民が直接聞きに来るといことはなかなかなと思います。こういった植栽といいますか、ユーカリの植栽に反対ということだろうと思うんですけれどもね、それの方々については、やはり、いろいろ疑義があるようなんで、私も、ちょっと、お力をかせようかなという気になっているわけでございます。

この目的なんですけれども、僕も、ちょっと事業そのものの理解はできるんですけども、

このユーカリが大きくなって、じゃあ、その後どうするのかという部分も非常に重要なところだと思うんです。

まだまだ、その計画、周知はされたんですけども、そこらあたりの具体的などころが、まあ成長がどうなるかということが一番の問題なんだろうなんでしょうけれども、5年、10年とたつて、成長したとしますわね。それを実際にバイオマス燃料とかいうようなことは聞いておりますけれども、現実的に、それが佐用町で可能なのか、佐用町以外の姫路とかどこかバイオマスありますけど、そこへ運搬してやるのかという部分が、聞いたような気がしますし、はっきりと確定までしていないというところなんでね、そこらあたり、ちょっと、分かれば、まだ、これからの事業なんで、計画まではいってないと言われればそれまでなんですけども、ある程度の構想というものが、この行政、佐用町にもあろうと思うんで、構想があれば、ちょっと、お聞かせ願えればなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、補足があれば、また、農林振興課長からつけ加えていただいたらいいんですけれども、私が考えておりますのは、やはり、メインは、バイオマス発電の燃料ということが現実的には一番現実的だろうというふうに考えております。

もちろん、一番ベストなのは、町内にバイオマスの発電所があつて、それを町内で育った木材をそこへ搬入して発電するというのが、エネルギー効率、輸送コスト、そういったことを考えても一番エネルギーの地産地消ということでは、ベストだとは思いますが、なかなか現在、佐用町以外とといいますか、バイオマス発電所たくさんございますけれども、そちらの発電所においても、もう輸入に頼っているという状況の中で、仮に佐用町に、これは民間だろうが、公共だろうが、バイオマス発電所を独自につくって、その材が賄えるかという、なかなか現実的には今の段階では私は厳しいのではないかとこのように考えております。

そのために、今、赤穂にもバイオマス発電所がございますけれども、そちらも、やはり輸入ということに、かなりの部分を頼っているというふうにお聞きしております。

そこに限らずですけれども、まずは近隣のバイオマス発電所に、そういう材を搬出していくというのが、一番現実的な手法かなというふうに、私のほうは考えております。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 大体、そういった考えだということが分かりました。

当初、バイオマス発電も、この佐用でやたらなというような構想が、構想というか、話があったようなことも覚えてるような気もするんですけど、そこまでは言っていないのかな、利神小学校で説明された時には、ちょっと、そこらあたりも言われたような気がするんですけど、それは、いずれにしても、ユーカリが成長するということが前提だと思いますので、今、5,000本、4,000本、6,000本、1万5,000本ほどですか、植えておられるのが、5年先、10年先、どの程度になるのか、今、最高で7メートルと言われましたかね。

ですから、実際に材料になるのが 10 メーターぐらいなのかな、ぐらいの太さになって利用されるといふところだと思ふんですけども、そこらあたりの活用が十分にできるまで、僕らも頑張つて成長を見ることができればなど、ちょっと、思つてるところですけどもね、そういったところと、考える会が思つておられる、バイオマスにするといふことはいいと思ふんですけども、ただ、ユーカリが、いろいろと東京農工大学のほうでは、ユーカリは全くどうもないといふ見解で、僕らも、一応は信用して、一応いふ言ひ方失礼ですけども、信用させていただいてるんですけども、かたや神戸のほうの大学の先生が、ユーカリは毒性があるとか、片や、もう一方も大学の先生がそう言われているといふことを、しきりに話の中でおっしゃるわけなんですけれどもね。

だから、どちらを信じたらいいのかといふところが、難しいところなんですけれどもね、そういったところに対しての疑義が、おそらく大きいんじゃないかなと思つてます。

そこらあたりのも、考えてお話をしつてほしいなと思ふんです。

東京農工大学の担当の先生が地元に来て、話をするまでもなく、自治会長の段階で説明会はいいじゃないか。もう、町がしっかりと計画を立ててやつてるんだから、自治会長に説明するだけで住民説明はよろしいといふお話だつたと思ふんですけども、それはそれで、本当に地域の住民から、いや、やつてほしい、声があつたらやつておられるんだと思ふんですけどもね、実際に本当に、ないんだとは、僕思ふんですけども、そういう話を聞かれたようなことが、担当課として、あるのか、ないのか、ちょっと、確認だけさせてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

町長の答弁で発言がありましたとおり、その説明会を希望されるといふ意見は、もう一切ございません。

逆に、我々、現地行つた時とか、お客様で来られた方からは、成功してもらつるように頑張れよといふ応援をいただく声のほうで圧倒的に多ございます。

その内容はと言いますと、金澤議員もおっしゃつたように、毒性があるんで、環境に悪い影響を与えるのではないか。そういうことを考える会の方は主におっしゃつておられますので、そこに対しては、ごくごく微量ではございますが、毒性つていふものは入つております。それは在来種においても含んでおるものもたくさんあります。

例えば、漆に負けたとか、そういったことも 1 つのことだと思ふんですけども、そのレベルの毒性でございます。分かりやすく言つてですね、その数値で言つて、変わつてはくるとは思ふんですけども、ですので、自然界で緩やかに分解がなされますので、その毒素が、さらに変化して、海まで流れ入つてつていふようなことはございません。そういった意味で、ご安心いただきたいといふことを申し上げておるということでございます。

それを証明するために土壌の成分も取つて、土壌の変化、植栽前と植栽してから、その後の経過なりを確認していこうといふような取組もしてございますので、その結果が出たら、また、お知らせをさせていただきたいといふふうに考えております。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） 今、確かに、そうだと思います。

毒性、毒のある木って結構ありますもんね。樫でも魚に、樫を葉っぱをつぶしたら、魚が取れるとかいうようなことを、小さい間に、実際、やったことがありますし、実際、魚も取れますし、そやから、樫とか、あんなのは鹿が食べないとか、そんな、いろんなことがあるようですので、ですから、安心だと思うんですけど、そのあたりを、この考える会の方が、頑なにという表現がいいのか、悪いのか、分かりませんが、毒性が強いということを確認されてるわけなんで、そこらあたりを、僕は、しっかり話し合っていたかないと、この、いわゆる植栽事業って、非常に大きな、JIA 社も力を入れて頑張っておられますし、佐用町も力を入れて頑張ってるおられる中で、一部で反対運動、大々的にとまではいかないとは思いますが、一生懸命やっている中で、そういう声が聞こえれば、やっぱり、やるほうも、ちょっと、力が入る部分が、落ちるんじゃないかなと思いますので、ぜひ喧嘩するんじゃないかと、ゆっくりと、時間をかけて、やっぱり、和解という言い方は悪いですね、十分に理解できるまで、頑張って話し合いは、やっていただきたいというのが僕の本音でございます。

この事業について、本当に地域の方も、結構期待されている部分があります。というのは、ちょっと、脱線するかも分かりませんが、杉やヒノキを戦前から戦後に植えられた部分がありますけれども、それは日本の産業にとって、非常に重要な部分だったとは思いますが、また、それと同時に花粉症というのが全国的に広がってますよね、杉や、これは毒性とまではいなくても、やっぱり人間に対しての大きな障害は、もう目に見えて人工林である限りは、花粉を散らばして、これは植栽した林業者に、責任という言い方は悪いですが、実際に植えたがおられますので、そういった方々が植栽したのために、日本全国に広まったというわけなんです。

ユーカリも、仮に毒性があるとしたら、全国的に広がったとしたら、こういう形で、杉、ヒノキのような格好になるんじゃないかなという心配も、この考える会にはあるようでございます。

この花粉症は、北海道は、ほぼないようですね。北海道は、植林、杉やヒノキされてないんで、花粉症は非常に少ないと聞いてます。お米とか野に咲く花とかには、幾らか花粉症というのがあるようですけれども、杉花粉、ヒノキの花粉というのはないようでございます。

ですから、杉やヒノキがあるがために、多くの方が悩んでおられると、そういうことにならないように、ひとつ、このユーカリのほうの植栽もうまいこと成功するように、続けていってほしいと思うんですけども、この考える会との対話、いつまでも平行線を取るのじゃなしに、じっくりと時間をかけて、町長、担当課含めて、また、話し合いができるようにしていただければなと思っております。

前町長とも、考える会の方とも、何人か同席していただいて、お話をさせていただきました。また、近いうちに、町長、担当課含めて、一緒に考える会の方と、ちょっと、膝を突き合わせて、お話ができればいいなと思っておりますので、ぜひ、その点、どうか、この場で、お願いという言い方は変ですけども、ひとつ前を向いていただいて、ひとつ一緒にやっていただきたいと思うんですけども、ひとつ、よろしく、そこらあたりどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 先ほど、答弁で、最初に申し上げましたとおり、こちらのほうから何も協議を拒んでいるというような事実は一切ございませんので、私も、あえてこのユーカリのお話で膝を突き合わせてという特段の会を持ったことはございませんけれども、考える会の方とは、個人的にもお話をしていることは、何度もございますので、これからも、そういうご要望があれば、膝を突き合わせて話すことは、何も問題はないというふうに思っております。

先ほどの毒性の話もですけれども、仮に、これが本当に環境に影響があるというような毒性があるのであれば、これ、ユーカリは、もう、新たなものではございません。海外にもたくさん生えて、もう既に植生しているものであります。そこで、その毒性がどうかという話があって、人体にどうかという話は、私は知る限りは聞いたことはございませんので、そこは、ご安心をいただきたいというふうに思います。

あと、先ほどの杉、ヒノキの花粉のお話もございましたけれども、当時は、植林したのは事業者だけでは、多分ないと思うんですね。個人が持っている山にも、個人が植林をしていったというふうに思います。

私の家も、そのようにしたというふうに聞いてます。

私の母親がよく口にしておりますのは、私がまだ赤子の頃、私、55歳ですから、50数年前だろうと思いますけれども、私を背負って、杉、ヒノキの苗木を運ぶのが、私の仕事だったということ。植えるのは、祖父であったり、父であったりしたんだろうと思います。

そのような思いで、将来の財産になるということで、今の植えられた世代というのは、御苦労がなされたんだろうというふうに思ってます。

ただ、今、時代が変わって、こういう状況ですので、じゃあ、今、杉、ヒノキを、もう一度、皆伐した時に、そのような思いをしてやられる事業者、あるいは個人の方がいらっしゃるかといえば、これは、なかなか、ないのではないかというのが、私の思いであります。

ですので、今回、1つの手段として、このユーカリというのが可能性があるのであれば、取り組んでみようということでもあります。

これあくまでメインは、実証実験的に町が主導を取ってやっている場所も、一部はありますけれども、これはあくまで分収林事業でありますので、町のほうとJIA者さんとの分収林事業でありますから、仮に、このユーカリ以外に、例えば、どんなものでも結構ですけども、杉、ヒノキはもちろん、広葉樹でも、ナラ、クヌギでも、そういう、しっかりした事業者が町の町林化したところに分収林契約を結んで事業をやりたいということであれば、これはこれで、ぜひ、やっていただける事業者がいれば、取り組んでいただきたいというふうに考えております。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） そうですね、町長の小さい頃、植林されたということですけども、それは、我々も、50年、60年前なんですけど、昔、自営業と言いますか、林業、自分の山を持っている方も含めてですけども、働きに出てない方が多かったんで、家で何十年か先に、まとまったお金が貯まるように、会社員でしたら、ずっと頑張ったら、何年か先に退職金が出ると、でも家におる者は退職金がないと、その代わり、木を大きくして、50年後1本1万円で売れたら、1,000本植えておったら1,000万じゃというような算用で植えた方が多いように思われます。それが、ただ、今、こういう状態になったのは、非常に残酷

な話なんですけれども、希望を持って植えられたと思うんですけれども、それでも、そういったことにならないように、やっていくということも、必要じゃなかろうかなと思いますのでね、20年、30年先を見据えた形でやっていってほしいと思います。

それで、JIA社の事業、NEDO、国の事業かな、元々はNEDO事業なんで、これは何年計画というのはあるんですか、最初5年とか10年とかって聞いてましたけれども、これから先、その事業は継続をしていく、いったら、当然、続けられるんでしょうけども、その事業、いわゆる補助金がなくなった時に、この事業、JIA社さんが頑張ってやっていただけるのかどうか、そこらあたりは、まだ、未確定なんでしょうか。ちょっと、分かれば、ちょっと、将来的なことになりますけれども、お願いしたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

NEDO事業の実施主体はJIA社ということになってございます。

その事業内容が、エネルギーの森っていうことをテーマに、特に木質バイオマス発電所への燃料を安定供給させる、その方法を実証で日本各地で、いろんな手段でやってみようというのが1つのテーマになっておるといふふうに聞いております。

これが始まったのが、令和3年か4年からスタートで、そこから10年間という計画というふうに聞いてございます。

ただ補助金自体は、いつまでも出るものではなくって、再来年度まで、JIA社さんは事業計画を立てておられると、後は、経過報告の義務が残るといふことで聞いてございます。

主たる、その事業費、大きな投資が必要な、例えば、育苗施設の建設であったり、林業機械の導入っていうものは、既に終わってございます。

今後、取り組もうとしておる内容は、新しく植える新植ですね、そういった経費、それと、育苗の経費ということになってございますが、そこも、あと2年間はいただくとして、そんな大きな金額ではございません。

で、その補助金がなくなったとしても、自主財源の中で取り組んでいける。そこでコストを抑えるという実証も、今、実施しております。

長く続けるためには、補助金に頼っていても、どうなることか分かりませんので、自主財源の中で、安定的に、継続的に実施できる事業を、今、実証実験の中で取り組んでおりますので、見直しをしながら、進めております。

そういった意味で、将来にわたって、分収造林契約によって、早生樹の事業が着実に実施、実現できるように、我々としても一緒になって取り組んでおるといふ状況でございます。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） そこらあたりまで計画されているのでしたらいいと思いますので、そこらあたりも含めて、ぜひ、この考える会と協調しながら、手をつなぐとまではいかないと思うんですけれども、いい雰囲気、この事業は継続を、お互いができるように頑張っていたきたいなということをお願いいたしまして、また、町長には、考える方の皆さ

んと、ちょっと、セッティングいうのかね、話し合いといいますか、まあまあ、コミュニケーションぐらい思っただいて、和やかな雰囲気、ひとつお話ができる機会を持ちたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それを願ひまして、この質問については終わりたいと思ひます。

続いて、第2点目だったかな、林野火災警報等と農業従事者の野焼きについてということで、加古原議員の中でもご回答がありましたので、僕も質問はダブらないようにしたいと思ひますけれども、令和8年1月1日から、林野火災の予防を目的として、林野火災警報等が新設されたことを、町広報に掲載されていたが、農業従事者等が耕作地において行う野焼き等についての掲載がなかったので、どのようにしたらいいのかということで、佐用町担当課で追加説明をしてほしいとの住民からの依頼があったので、3点について、お聞きをいたします。

特に野焼きとは表現されてないが、雑草等の焼却は禁止されているということですが、農作業としても、これ本当に禁止なのか。

それから、2点目、林野火災警報発令中の罰則規定があるが、警報発令中は消防署員の巡回指導等があるのか。

それから、3点目、林野火災警報発令があれば、防災無線でお知らせするとあるが、注意報発令時のお知らせはないのか。

以上、よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、金澤議員からの林野火災警報等と農業従事者の野焼きについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、加古原議員のご質問の時に、ちょっと、答弁が長くなりますので省略させていただいた林野火災注意報の発令基準の部分について、少し触れさせていただきたいと思ひます。

この発令基準についてでございますが、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合、これが1つ目であります。

そして、②つ目が、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表された場合。これが2つ目であります。

この2つで、いずれかの基準を満たすと、西はりま消防組合から町全域を対象に発令がされるという形になっております。

また、林野火災警報は、林野火災注意報が発令されている状況に加えて、強風注意報が発表された場合に、この警報について発令されるという形になってございます。

また、先ほど、議員もおっしゃったとおり、林野火災警報・注意報が発令された場合は、火の使用制限がございまして。特に警報が発令されている中で、違反をいたしますと、消防法で罰則が定められておるといふ状況でございまして。

まず1点目の農作業としての野焼きの取扱いについて、お答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、林野火災警報・注意報が発令されている場合は、農作業における野焼きであっても、火の使用制限の対象となるということでございます。

先ほども申しましたが、特に警報が発令されている時は、これに違反した場合、罰則も設けられておりますので、ご注意いただきたいと思ひます。

加えて、警報・注意報が発令されていない場合の野焼き、これについても、住民の皆さま

んから、割と問合せがありますので、この機会にご説明をさせていただきたいと思っております。

原則として、野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 で禁止をされておりますが、農業を営む上でやむを得ない焼却は、同法施行令で例外として認められております。

焼却できるのは、農業を行うために、どうしても処分が必要な自然由来のもの、例えば、稲わら、もみ殻、あぜ草、刈り取った雑草、剪定した枝等に限定がなされております。

また、法律上は、そういう例外規定で認められているということでございますが、煙ですとか、臭い、こういったものは、ご近所への迷惑となったり、交通障害となったりすることがございますので、こういったことをされる場合にでも、風向きや時間帯には、十分な配慮をお願いしたいと思います。

さらに、その場を離れないこと、また、水バケツや消火器を準備をして、最後は、完全に火が消えたことを確認してから火元を離れるというようなことも、お願いをしております。

最近も、2月、屋外での焼却が延焼して、林野火災になりそうな事案も発生をいたしております。トラクター等での「すき込み」ですとか「堆肥化」など、焼却しない処分方法も、ぜひご検討いただければと考えます。

なお、野焼きを行う場合は、佐用消防署へ「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」も必要ですので、申し添えさせていただきます。

次に、2点目の警報発令中での消防署員の巡回指導について、お答えをいたします。

佐用消防署の巡回パトロールは、以前から、火災が発生しやすい時期になりますと、定期的に行われております。本制度の運用が始まった本年1月1日以降、林野火災注意報が発令された際にも、消防車両での町内パトロールが、定期的実施をなされております。その際、火を使用されている方を見れば、直接お声がけをして、火の取扱いの注意喚起が行われております。

ご質問の警報発令中の対応についてでございますが、佐用町に林野火災警報が、まだ、発令されたことは、実績としてございませんが、注意報と同様に、佐用消防署の消防車両で巡回パトロールが行われ、林野火災警報が発令されていることですとか、大規模火災が発生しやすい状況になっていること、また、たき火等を含む火の使用制限があることなどを音声で流し、呼びかけていくことにされております。

また、パトロール中に火を使用されているかたを見れば、消火をしていただくように、指導がなされるものと考えられます。

最後に3点目の林野火災注意報発令時のお知らせについて、お答えをさせていただきます。

林野火災注意報が発令された場合には、ひょうご防災ネットによるお知らせ、及び西はりま消防組合のホームページでお知らせがなされております。

なお、ひょうご防災ネットは、林野火災警報・注意報のみならず、避難情報等、町の重要な情報の伝達手段の1つとしております。このひょうご防災ネットへの登録勧奨は、これまで様々な機会を通じて行ってきておりますが、もし、お済みでない方がいらっしゃれば、ぜひこの機会に行っていただくように、お声がけいただければ幸いに存じます。

ちなみに、林野火災注意報でございますが、今年、運用初日の1月1日から発令されまして、2月20日までの約50日間で、佐用町では34日間発令されているとなっております。

この林野火災注意報は、頻回に発令されることや、注意報発令時には罰則規定がないことなどを踏まえまして、防災行政無線での放送は行わないこととしておりますので、ご理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） よく分かりましたけれども、一番の農作業としても禁止なのかというところで、原則禁止と言われるのが、一番分かったような、分からないような気がするわけです。本当、僕も、実際、小さな農業なんですけど、やってるんで、草を田んぼに入れる時期、刈った草を集めたら、大体、田んぼに放り込むんですけども、放り込めない時期がありますよね、稲がちょっと大きくなったりしたら、ちょっと固めておいて、バラバラと火をつけようかなということがあったりするんですけどもね、その時に、いちいち警報が、まあこれから先は、警報、春先から夏、春先が一番怖いのかな、夏はあまり警報発令まではいかないんじゃないかなと思いますけれども、いずれにしても、危ないことはやめとけと言われてたら、それまでなんですけれどもね、やっぱり、今まで、ちょっとやってきたことを、ついしたくなるのが、この農業というところなんでね、気はつかうんです。やっぱり、煙が出たら、草を燃やしようか、遠いから見たら、何燃やしておるか分からへんでね、見る人にしたら、箱燃やしようか、ごみ燃やしようか、草か分からへんのでね、ちょっと、気をつかいながら火をつけたりはするわけなんですけれども、そういったところで、原則禁止、まあ、しかし、草とか、あれは大丈夫だということは、僕は僕なりに、理解ができたところでございますけれども、消防署も巡回指導は、今まで、より以上にさせていただけるんだと思うんですけども、警報中に、これ、僕、最初は、消防署の広報かなと思って見ていたら、よく見たら町の広報だったんですけども、罰則規定があるわけなんですよね 30万円以下の罰金、警報発令中に火を、これ違反するということは、火を燃やすとという、火事がいったらということじゃなしに、火を燃やすと、この罰金取られるという理解になるんです、いきなり警報発令中だといって知らずに、火をつけて、見回りに来られて、きたら、いきなり、これ 30万円以下の罰金とか、拘留いうことになるんでしょうか。注意だけで、いっぺん目はこらえて。そこらあたり、ちょっと、中途半端な質問になるんですけどもね、ちょっと、ご指導いただければなと思うんですけど、ちょっと、難しい回答かも分かりませんが、ちょっと、お聞きさせてください。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まず、ちょっと、誤解のないように申し上げておきますが、原則として野焼きは禁止と申し上げましたのは、こういう林野火災警報・注意報が発令されていない時の話でございます。

ですので、この林野火災警報・注意報が発令されている時は、聞かれれば、もう禁止です。注意報は努力義務。警報は、もう、その罰則がありますよということですけども、も聞かれれば、それは、もうやめてくださいということです。

原則として、禁止と言ったのは、野焼きは禁止と言いましたのは、ごみ等は燃やしてはいけませんけども、農業を行うために、どうしても必要なものは、そういう注意報・警報が出ていない時は、大丈夫ですよという、そういう言い方でしたので、ちょっと、そこだけ、念のために、テレビご覧になられてる方もいらっしゃると思いますので、そこだけは、

再度、ちょっと周知させていただきます。

先ほどの罰則の、警報が出ていって、火を使っていけば、その、即、罰金を取られるのかと、見つければという話ですけれども、これはもう、運用上の話になってまいります。現実的に見れば、いろんな過料や罰則の制度ございますが、そこまで厳密に運用されている例というのは、このことに限らず、少ないんじゃないかと思います。

ここは、じゃあ、どこまでだったらどうなんだと言われても、これスピード違反で10キロまでだったら大丈夫だ。それっていうのを警察に聞いて大丈夫ですかって聞いて、大丈夫ですと言えないのと、全く同じ話になってまいりますので、ここは、やはり、そうになっている以上、避けていただきたいというのが、回答になろうかと思います。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 回答しづらい質問しまして、誠に申し訳ないです。よく分かります。

ただ、ほんまに、特に気をつけて、火は、できるだけ、野焼きはしないようにということだと思います。我々も気をつけて、それはやっていかななくてはならないと思っています。

それから、ちょっと、気になったのが、この広報に書いておられるのを見て、それから、西はりま消防の19号と一緒に入ったと思うんです。

町広報では2月号に間に合って、これ詳しく載せていただいて、これありがたいんですけども、本来の西はりま消防にも、ちゃんと載っておくべきじゃなかろうかなと思いますので、これ、ちょっと、西はりま消防に、何かの機会というよりも、次号の折ぐらいに、ちゃんと、この野焼きじゃなしに、火災警報が出た時にはどうなんだと。我々は、こういって見回りますよという、詳しいものを、町以上に詳しいものを載せていただくように、ぜひ担当課から、ご依頼をしていただきたいと思います。

一番肝心かなめのところが、多分、次回ぐらいは、期待しておりますけれども、これを間に合わなかったんじゃないかなというふうに、こちらは解釈していますけれども、ぜひ、お伺いだけしてほしいなと思います。

それでは、これで、火災警報については終わりたいと思います。

次に、最後になりますが、平福瓜生原邸の事業状況はということで、ご質問いたします。

この瓜生原邸の事業は、平福地区の活性化のために、多額の費用を費やし整備された施設であるが、今、ちょっと、確認しましたら、臨時休業中という看板が上がっているのかな、これ相当長い期間だと思えますけれどもね、ぜひ早急に再開できるようにしてほしいんですけども、見通しが立っているのかどうかということをお聞きます。お願いします。

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） それでは、次に、平福瓜生原邸の今後の見通しについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、瓜生原邸につきましては、議員ご指摘のとおり、平福地区の歴史的景観を象徴する貴重な建物であり、佐用町の観光振興及び地域活性化における重要な拠点施設であるというふうに認識をしております。

町が所有する旧瓜生原邸につきましては、令和7年4月1日に、佐用町と平福文化と観光の会におきまして、5年間の無償貸付契約を締結をし、平福交流推進施設及び観光拠点施設お休み処瓜生原として、有効活用をしていただいておりますが、実際に、経営を担

っていただいていたグループの中心の方が、数年前から体調不良のため臨時休業を繰り返しながら、営業をされてこられました。その後、令和7年の夏頃から体調が悪くなり、令和7年10月中旬頃からは休業という形となっております。そして、残念ながら、今年に入りまして、この中心を担っていただいた方が、ご逝去をされておられます。これまで、平福地区の活性化に多大なる情熱を注ぎ、事業の中核を担ってこられた生前のご功績に対し、深く敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

町といたしましても、強力なリーダーシップを持った方を失ったということは、施設の運営継続において、大変大きな痛手でございまして、一時的に再開への道筋が不透明な状況となっております。

現在、平福文化と観光の会におきまして、瓜生原邸の価値と平福を盛り上げたいという故人の遺志にも通ずる熱意を持った方を探されておられます。

新たな担い手による運営が早期に実現して、瓜生原邸が再び平福地区の活性化の拠点として皆様をお迎えできるように、平福文化と観光の会の皆さんと共に調整を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、現在、佐用町出身で県外で飲食店を経営されている方が、関心を示されている方がいらっしやいまして、1日でも早く後継者が決まればというふうに期待しておるところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 大体、状況は分かりました。

ご逝去されたということで、私のほうも、心から哀悼の意を表したいと思います。

ちょっと、知りませんでした、誠に申し訳ございません。

できれば、再起ということをお願いしておられたんじゃないかなろうかなというふうに、ちょっと、察したわけで、申し訳なかったと思うんですけども、いずれにしましても、ずっと閉まっているということについては、あれなんで、ちょっと、気になりましたんで、質問をさせていただいたような状況でございます。

そういった、手を挙げられてる方がおられるということだったら、私も特に何とも言う（聴取不能）なんですけど、あそこは、そばがメインだったと思うんですけども、僕、ちょっと、（聴取不能）、そばだけにこだわらず、麺類とか、いろんなものを、ちょっと、やっただくというふうに、いいんじゃないかなろうかなということをお願いしようと思ったんですけども、今、飲食ということなんで、かなり、いろんなものも含めてのことだろうとは思いますが、そこらあたり、大体、予定が立ちそうなのか、どないなのか、担当課のほうで把握されていたら、ひとつお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

今、平福の文化と観光の会のほうから、体調が悪い時から、後継者につきましては、いろいろと検討というか探されてる状況でございました。

そういう中で、この飲食店、実際に、今も県外のほうで、和食を中心にされてる方がいらっしやいまして、その方と平福文化と観光の会が協議というか、お話をされまして、できれば、ちょっと、帰ってきてほしいというふうな形のことを言われております。

実際には、まだ、はっきりとしたご返事まではいただいておりませんが、できるだけ前向きに考えてほしいというふうな形で、こちらのほうへ強く、平福文化と観光の会の皆さんと一緒に、お願いをしているような状況でございます。また、この3月の末ぐらいには、ある程度の、ちょっと、方向のご返事がいただけるのではないかなというような形で思っております。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） そういう予定が立っているようでしたら、それを期待いたしまして、1日も早い開店といいますか、事業が再開できるように、努力をしていただきたいと思えます。

これで、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（千種和英君） 金澤孝良議員の発言は終わりました。
続いて、4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見寛治議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 4番議席、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

この席からは、これからのまちづくりについて、質問させていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

佐用町は合併をして、今年で21年目を迎えます。社会情勢が大きく変わっていく中で、様々な課題が現れてきています。町長は、広報さよう1月号の年頭のあいさつの中で、「社会が大きく変化する中でも、佐用町での暮らしはここにあり続けます。人口の変化にとらわれすぎることなく、誰もが安心して暮らせる地域を守り育てていくことが大切です。「充実した暮らし」を実感できる環境づくりを進めるとともに、佐用町ならではの魅力を磨き上げ、「小さくてもきらりと光る町」の実現を図ります。」とされています。

佐用町では、将来像やまちづくりの方向性を示すため、総合計画を佐用町の最上位計画として位置づけ策定されています。

第1次総合計画は、平成19年に「ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用」をテーマに策定され、第2次総合計画は、平成29年に「絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷」のテーマで策定されています。

第1次総合計画では、平成21年8月に大水害を経験し、早期復旧と創造的復興にも取り組まれ、第2次総合計画では、令和2年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と命と健康を守る対策をしつつ、ポストコロナを見据えたまちづくりにも取り組まれています。

令和4年度から令和8年度までの後期基本計画では、ポストコロナへの取組、デジタル化の急速な進展にともなう新しい時代の流れをとらえての活力あるまちづくりの推進などが取り組まれています。

令和8年度は、佐用町第2次総合計画の最終年度となり、これまでを振り返り、これからの佐用町のまちづくりの指針となる、佐用町第3次総合計画を策定していく年度になると思います。

そこで、次のことについて伺います。

- 1、これからのまちづくりの方向性は。
 - 2、第3次総合計画策定の方法は。
- 以上、よろしく願いいたします。

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） それでは、高見議員からの、これからのまちづくりについてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町は、平成17年の合併から21年目を迎え、この間、平成21年の大水害からの復旧・復興、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症への対応など、幾多の困難を乗り越えてまいりました。そして今、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル化の急速な進展、気候変動への対応、また、ライフスタイルの変化や自己実現の多様性など、社会情勢や価値観が大きく変化する中で、新たな時代に対応したまちづくりが求められております。

広報さよう1月号にも記載させていただきましたとおり、人口の変化に過度にとらわれすぎることなく、誰もが安心して暮らせる地域を守り育てていくことが何より大切であるというふうに考えており、人口が減少する時代にあっても、佐用町での暮らしはここにあり続けるため、住民の皆さまお一人お一人が充実した暮らしを実感できる環境づくりを進めるとともに、佐用町ならではの魅力を磨き上げ、「小さくてもきらりと光る町」の実現を目指してまいる所存でございます。

それでは、1点目のこれからのまちづくりの方向性はとのご質問について、お答えをさせていただきます。

佐用町では、令和5年度から「縮充」というキーワードを用いて、新たなまちづくりを進めております。

縮充のまちづくりとは、人口減少を正しく理解し、前提としながらも、時代を超えても変わらない伝統や本質・考え方を大事にし、充実させていくこと。また、あわせて、人口減少に対応して工夫と選択を重ね、負担を減らすとともに、新たに多様な価値観を柔軟に受け入れ、変化し続けることが重要であり、私が「小さくてもキラリと光り輝く」と表現させていただいた、まちづくりの形であります。

縮充と言いますのは、決して、諦めとか過去の否定でなく、新たな時代を生き抜いていくための前向きなまちづくりの方向性であるということを、まずは、皆様に、ご理解いただければと思っております。

そのためには、限られた財源や人材を効果的に活用しながら、医療・福祉・教育、インフラや防災などの基本的なサービスを維持・向上させるとともに、地域コミュニティの絆を強め、住民の皆様が互いに支え合い、助け合える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。また、デジタル技術の活用により、行政サービスの利便性向上や地域課題の解決を図るなど、時代の変化を的確に捉えた取組を推進してまいります。

そして、佐用町には豊かな自然環境、歴史・文化、農林業をはじめとする地域産業、そして何よりも温かい人と人とのつながりという、かけがえのない財産がございます。これらの地域資源を磨き上げ、町内外に発信することで、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、住民の皆様の郷土への誇りと愛着を育ててまいりたいと考えているところでございます。

また、人口減少が続く時代におきまして、行政だけでまちづくりを進めることには限界がございます。住民の皆さんはもちろん、地域団体、企業、教育機関、学生や町外の方など、多様な主体がまちづくりに関わって、それぞれの強みを活かして協働していくことが不可欠でございます。そのためには、まちのことを「自分事」として捉え、考え、行動する人を増やしていくことが重要になってまいります。

特に、これからの佐用町を担う若い世代や子供たちにも積極的に関わっていただくことで、多様な視点や新しいアイデアをまちづくりに活かしていきたいと考えております。

縮充の実現におきまして、とても重要なキーワードでございます「参加」という、この輪を広げていければというふうに考えております。

次に、2点目の第3次総合計画策定の方法はとのご質問についてですが、この総合計画につきましましては、平成23年の地方自治法の一部改正によりまして、市町村における策定の義務というものは廃止をされましたが、多くの自治体が今後のまちの方向性を記した最上位計画として策定を続けておりまして、佐用町におきまして平成29年3月に、第2次総合計画を策定したところでございます。

しかしながら、法的な縛り自体はなくなったことから、計画期間や構成も含め、創意工夫を凝らした計画とすることが可能になっております。

本町におきましては、今年度、令和7年度から、令和9年度から始まる第3次総合計画の策定を、もう既に進めております。

なお、平成26年から国が進める地方創生の推進により、各自治体に策定することが求められております地域創生人口ビジョン・総合戦略につきましても、現在の計画が令和8年度末をもってその期間が終了しますので、この次期の第3次総合計画と合わせる形で策定をすることといたしております。

また、今回は、計画策定に当たりまして、コンサルタントへ委託をせず、自前で作る初めての総合計画という形になります。その分、職員の負担は大きくなっておりますけれども、これまで以上に魂のこもった計画になるというふうに考えております。

この第3次総合計画の策定に当たりましては、住民の皆さんと一緒に考え、話し合っていく、みんなのための総合計画を基本方針といたしております。

既に、総合計画審議会での審議に加えまして、各種会議や出前講座などを通じて、多くの住民の皆様にご参加をいただき、貴重なご意見やアイデアをいただいているところでございます。

特に、子供たちの意見も取り入れたいとの思いから「縮充のまちづくり出前授業」というものを町内の4中学校全てで実施させていただき、中学3年生にも、これからのまちづくりについて、考えてもらいました。自分たちが大人になった時の佐用町をイメージしながら、「10年後の佐用町に大切なこと」「そのために自分にできること」について考え、話し合ってくれたというふうに、担当課から聞いております。各中学校での出前授業の様子や出てきた意見等につきましましては、佐用町のホームページにも掲載をしてございますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

また、昨年12月18日から本年の2月9日までの間、佐用町の未来を考えるアンケートを実施いたしまして、10歳代以下から80歳代以上の全ての世代から548名の方にご回答いただきました。今後も、計画案に対するご意見をいただく機会を持ちたいと考えておりますし、当然、パブリックコメントの実施はもちろん、意見交換会や出前講座などを開催し、幅広い世代・立場の方々からご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、今回の総合計画は、行政が作る行政のための計画でなく、住民の皆さまお一人お一人が、まちのことを「自分事」として捉え、考え、行動するための指針となるべきものを目指しております。縮充のまちづくりを実現するための行動指針とも言えるかもしれま

せん。そのため、計画の内容についても、専門的で難解な表現をなるべく避けて、子供たちでも分かりやすく、親しみやすいものとするとともに、住民の皆さんが「自分にもできることがある」「自分も参加したい」と思えるような、具体的で実践的な内容を盛り込んでいきたいと考えております。

今後の策定スケジュールといたしましては、現在、これまでにいただいた意見やアンケート結果を取りまとめているところをごさいますて、それらを、たたき台として、多くの住民の皆様にご意見をいただく様々な機会を令和8年度の上半期に設けさせていただきたいと考えております。

その後、秋頃には、全員協議会において議員の皆様に対しましても、計画素案についてご説明させていただいた後、パブリックコメント等も実施しながら、来年度の3月の定例会に議案として上程させていただければと考えております。

これからの佐用町をみんなで考え、創っていく、そのための指針となる計画とするためには、この策定の過程に、多くの住民の皆様に参加いただくことが不可欠です。今回の「総合計画を作る過程を通してまちづくりに参加する」「自分たちの意見が形になる」そんな体験を通じて、まちへの愛着や関心を高めていく。そして、第3次総合計画策定の過程自体がまちづくりの1つの取組になるよう、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご協力いただきますようお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

方向性について、また、総合計画の作り方について、丁寧に答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

キーワード的には、縮充というのは、もう必ず出てくるかなという気はしておりました。

佐用町は、少し私の思いを述べさせていただきますが、佐用町は、令和5年から取り組んできた縮充のまちづくり、人口が減っても心豊かで充実した暮らしを紡ぐための挑戦であるということで、去年の7月、縮充のまちづくり宣言をされています。

抜粋ですが、宣言の中には、人口減少、少子高齢化に対する取組を進めてきたが、それでも進む現象に賑わっていたものが縮小し、維持することさえ難しくなりつつある。これまでの考え方を見直し、大切なものを守り、暮らしの質を高めるチャンスでもある。これからのまちづくりの方向性を縮充と定めます。暮らしとつながりは、より豊かに、小さくても幸せと思えるまちへ、誰もが安心して暮らし、支え合い、未来に希望を持つことができるまちを目指します。そのためには、皆さんの参加と知恵が欠かせません。一人一人が自分のこととして考え、行動していく、みんなで考え、つくっていくものです。小さくても、少なくとも心豊かで幸せと思えるまちを目指しましょうとしてあります。町長が答弁していただいたこと、そのままでございますが、こういう宣言をした以上は、それに従ったまちづくりも必要かなということが思っております。

これからのまちづくりの方向性の1つが、この縮充のまちづくり、その中でも、重要な課題は、急激な人口減少、これは、町長も、ちょっと、課題の中で言われたと思うんですが、このことの年頭の挨拶の中で、人口の変化にとらわれすぎることなくというて、書いていただいとんですね。これ、とっても嬉しいことだと思っております。

以前に人口減少対策について、多分ですけど、町長言われたと思うんですけど、自然増

自然減、社会増社会減があると、その差を小さくしていくことが対策になると言われたことがあると思っておるんですけども…でしたよね。

ありがとうございます。

自然増については、出生を増やす取組を、自然減については、死亡を少なくする取組をすることによって、その差は小さくなっていきます。

自然増の出生を増やす取組については、事業として、男女の出会いサポート事業や妊娠、出産、子育てまでの伴走型支援を実施されておりますし、自然減を少なくするには、健づくり対策を各ライフステージにおいて実施をされています。

しかし、これは、どの取組にしても、成果としては短時間では成果が出ませんので、しっかりと継続をして取り組んでいただく必要があるのかなという気がしております。

それと、もう1つの社会増減については、転入を増やして転出を少なくする取組を実施されております。転入対策については、移住を希望される方に町内を案内するなど、移住者の支援対策、それから、空き家バンク事業などがあるのかなど。転出対策については、町内の企業に就職された方への支援、起業創業継承の支援なども、この取組に当たるのかなという気がしました。

先日の予算特別委員会で感じたことなんですけれども、人口減少を緩やかにする取組っていうのは、佐用町が今、取り組んでいる多くの事業が、いろんな見方をすればなんです、その対策につながっているのではないかなということを感じております。

この人口減少に対して、町長が、この取組は、ちゃんと、しとかんとあかんよ。いや、これは大事な取組なんですよというのが、もしあれば、教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まず、今、高見議員、いろいろとお尋ねいただいた中で、この縮充ということ掲げた後に、非常に、いろいろな反応が住民の皆さんからもございました。

一番多かったのは、やはりこの縮むという言葉に対して、やはり拒否反応といいますか、そういうことがあって、佐用町は、もう既に諦めたんかというようなことを言われることが、ま、ありました。これは、佐用町で見ますと、当時は、今の佐用町ではございませんでしたが、直近では人口が一番多かったっていうのは、もう先の大戦の直後です。今の4町の人口、今のというか旧4町の人口を合計しますと、今の佐用町ベースで、多分3万何千人という人口だったのが、今も1万4,000人ぐらいになっているわけです。

ですから、ここ最近に人口減少っていうのは、何も始まったわけではなくて、ずっと、これまでも続いてきていることです。少なくとも、この戦後からはですね。

その中で、もうこれは、当然、人口減少の緩和はしていかないとはいけませんけれども、縮むということを前提として、その中で工夫を重ねていく必要があるでしょうということ打ち出したというわけなんですけれども、やはり、この縮むという言葉に対して、非常に拒否反応というのも見られたように、私自身は感じております。

せつかく、こういう機会をいただきましたので、まず、大前提として言いたいのは、先ほど、おっしゃっていただいたとおり、人口の増減の要因である自然増減、それから、社会増減ございますが、大前提として、人口減少の緩和は最大限努力をした上で、この縮充の取組は進めていくということでありまして。

その具体策として、特筆するようなものはないかというご質問だと思うんですけども、

ここは、来年度の予算で計上させて、予算案として計上させていただいておりますけれども、例えば、保育料の完全無償化、そして、給食費の小学校、国のほうがしていただけるということで、まだ、予算成立してませんけれども、それに合わせて中学校も佐用町についてはやるということで、少子化対策を、まず、さらに一歩進めようというのは、1つであります。

ただし、私の、これはあくまで個人的な見解でありますけれども、仮に、この保育料とか給食費を、こういう形で無償化しても、10年前は、大体年間90人とか100人の間ぐらいのお子さんが生まれていました。現在もう30人台に減っておりますが、それが、じゃあその時に戻るかといえ、私は、なかなか厳しいだろうというふうに思っております。この無償化だけではね。

なので、やっぱり、いろんな要因が重なってますから、経済的な理由だけでは、やはりないというふうに思っています。

です、今日、午前中に、岡本議員の質問にもあった、そういう働く場所の話、これも、当然、重要になってくるでしょうし、全ての施策を、やっぱりバランスよくやっていく以外に、方法はないと思います。当然、この施策をやれば、この人口減少の緩和ができるんだということがあれば、多分、遠にやっていると思いますし、なので、やっぱり、バランスよく進めていく以外に、方法はないのではないかなというふうに思っています。

ただ、現状では、先ほど、自然増減の話と社会増減の話がございましたが、だんだんと、やっぱり社会増減というところのは、差が減ってきています。これは元々の人数が減ってきているからというのが、やっぱり大きな人数でもあります。

ただこの自然増減の自然減、出生と死亡の差というのは、皆さんも広報誌の出生のおめでたの欄とお悔やみの欄を見比べていただいたら分かりますとお、やはり、現在、非常に高齢層の方が多いい年代でありますので、ここの自然減の部分っていうのは、ちょっと、当面は続いてしまうのかなというふうに考えております。

以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

本当に、前に言いましたが、委員会の中で、予算特別委員会の中で、いろんな議員さんからの発言を、質問なんかを聞いておりますと、やはり、そこにたどり着いていくのかな。令和8年度、こういう事業を行っていく。すぐには結果は出ないかもしれへんけど、続けることが一番大切なのかなっていう気はしております。

まちづくりの中で、もう1つ、私、気になっておることが、1つは地域づくり協議会の役割なんです。協議会は、その地域の自治会や主な団体グループが構成メンバーとして加入をされています。協議会の活動が地域課題の確認、解決への試み、地域コミュニティ、自治会、団体、グループなどの充実にも大きな役割を持っていると思うんですが、そのへん、どういうふう感じておられますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃるとおりであると思います。本当に、今、縮充の取組を進める中、ちょっと、今、話題がずれますけれども、先ほどの自然減とか、自然増の話の中で、今、いろいろ学校とかでお話をお聞きしている中で、このような意見もあります。外から人を呼び込むことも大切ですが、ここに住んでいる人が佐用町に愛着を持ち、幸せに暮らすことが、まず大切であると。住んでいる人が幸せで楽しく自分らしく暮らせる、そんな町でないと、外からも人が来てくれない。選ばれない。出ていく人も減らせないということが、この中学生の意見でそんなことがありました。ということで、そういうことでも、この縮充の取組の中に、こういった意見も入れながら、ハッとさせられた意見なんですけれども、進めていきたいなというふうに考えておることを、ちょっと、つけ加えさせていただきます。それで、地域づくり協議会の取組なんですけれども、本当に議員おっしゃるとおり、生活に密着して、いろんな取組をしていただいております。そういう中で、令和8年度事業で、縮充のこの考え方をもとに、いろんなチャレンジ事業ということで、各地域づくり、今、4つの地域づくり協議会を手を上げていただいて、具体的に話し合いを進めていただいております。

1つの地域づくりでは、今の自分たちの協議会を振り返ろうというようなことで話し合いをされて、協議会のいいところ、残したいところ、また、課題点、変えたいところというところを、話し合いをされまして、もう2、3回話をされております。

そういう中で、今後の方向性検討のために、もっと多くの意見を聞く必要があるだろうということで、住民アンケートを実施しようというようなことが出ておるところがございます。

そういうことで、地域づくり協議会の中の、そういった課題を、もっと深掘りしていきたいと、第2回目の振り返りというような形で話し合いをされているところもありますし、また、ある協議会では、今までやってきたことを、これが正しかったのだろうかというようなこととか、あらゆる地域住民の声を聞きたいとか、次世代のリーダーの発掘をどうしようかというような課題があるなということで、これも話し合いをされたわけなんですけれども、今、各地域でされている、ふれあい喫茶のほうに出向いて行って、どう考えておられるかということ聞いてはどうかというようなことで、先般も、ある地域のふれあい喫茶のほうに参加をされて、いろいろお話を聞かれて、非常によかったということで、今後も、いろんな、そういった、ふれあい喫茶されている自治会に赴いて、いろんなご意見を頂戴したいというような、そういったこともございまして、本当に、それぞれ地域のほうで課題になっていることを、役場のほうもですけども、また、アドバイザーのほうも入って、そういった形で、チーム支援というような形で、今、進めておりまして、何とか、こういった縮充という考え方のもと、まずは、地域づくり協議会の中で、この縮充のそういった精神を取り入れていただきたいというような形で取組を進めておるところでございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

中学生の意見として、すばらしい意見が出たっていうのは、いいことじゃないかなと思います。

地域づくり協議会自体は、やはり、町が縮充を進めるっていうことであれば、しっかり

と、その縮充の内容を、地域づくり協議会が受けとめていただいて、そこに参加されておられる自治会とか団体グループの方に、それを、しっかり何て言うんですかね、渡していく、つないでいくっていう大きな役割があるような気がします。私自身ですが、ありがとうございました。

で、その中でですが、去年、みんなで考える縮充のまちづくり Sayo という小冊子、通称は縮充 Book というのがあるんですけど、その6ページ、7ページに2035年、縮充した佐用町の姿ってというのがイラストで描かれています。このイラストは、拡大して各支所にも飾ってあります。

この地域づくり協議会を中心に、10年間あるわけなんですけど、地域のコミュニティが充実していけば、このイラストの実現はできるかなという気はするんですけど、ちょっと、希望的観測が大きいんですけど、できると思うんですけど、これの考え方については、いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

この2035年充実した佐用町の姿ということにつきましては、縮充のまちづくりの検討委員会の中で、何回も何回も、こういった社会になったらいいなということがありまして、ある時には、何々の分野が足りないなとか、もうちょっと、こう、この分野足してはどうかというようなお話もいただいたりして完成をしたところでございますので、皆さんの意見が詰まっておる、こういった縮充の姿というふうになっておりますので、本当に各支所に貼らせていただいておりますのも、こういったことを、住民の皆さんにも知っていただいて、佐用町として縮充をしながら、こういった世の中になっていけばいいなということ、何とか目を見て、分かっていたくような形での取組ということで、本当に、これが1つでも、2つでも実現、1日でも早く実現できたらいいなという思いで、そういうことをしておりますので、また、皆さんにも、ご理解をいただいて、いろいろとご協力もいただきたいと思います。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） はい、そうなのです。

このイラストを見た時に、まあ、よう書きはったなっていうのは、ちょっと、正直なところでした。

いろんな、その課題についてこういうふうにすればっていうのが、その会議の中で出たのを絵にしたんでしょうけど、書かれた方も大変だったんじゃないかなという気はします。

縮充というのは、理念、目標であるんですけど、なかなか、言葉では難しいかも分かりませんが、今、課長言われましたように、イラストで見ていただいて、それを実現しようということのほうが、分かりやすいかなという気もしますので、参考に、大いに、僕は参考になるんじゃないかなという気がします。

それと、ちょっと課長の答弁中であつたんですけど、リーダー、まちづくりは、人づく

りとも言われております。

地域コミュニティや団体グループの代表は世代年齢とともに変わっていきます。そのコミュニティの維持発展のためには代表となる方の代表となる人づくりが重要と思うんですけれども、このへんはどういうふうに考えておられますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

企画防災課長（大下順世君） その点が、非常に、なかなか難しいということなんですけれども、ある協議会では、次のリーダーをつくっていくということで、まずは、その今、中心的に動いておられる方が、なるべくこう、身軽でといいますか、後の方が役を受けていただきやすいような体制づくりというのを、今、されているところがあります。そういう中で、そういうの、人材をどうしていくかということで、企画委員みたいなものをつくられて、誰でも若い人が出ても入ってもいいような組織というようなことで、そういったことで、いろんな組織をつくられて、風通しのいい組織、そして、一部の人に負担がかからない組織というようなことを取り組まれているところはございます。

そういう、いい例もございますので、そういったことを地域づくり協議会の中でも情報共有しながら、今、いろいろと、そういったリーダーの育成等についても、検討をしているところでございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） はい、人づくりは、すぐには成果は現れないと思います。それに取り組むことが大切ではないかなという気がします。しっかりと継続をしていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

次に、第3次の総合計画の策定方法についてです。佐用町のホームページを見させていただきました。

第3次総合計画の策定に関しては、令和7年11月17日に、江見町長より各団体の長や地域代表、公募委員、専門委員で構成された佐用町総合計画審議会に諮問をされています。

町長からは、答弁の中にもあったんですが、外部に委託せず、自分たちで作っていくことにより、血の通った佐用町らしい計画を期待していますっていうことを言われております。で、もう計画づくりはスタートしております。審議会の中で、縮充のまちづくりについても共有をされています。

2月の8日に計画されていた縮充フォーラムは、残念ながら悪天候により中止になりましたが、改めて、縮充フォーラムの開催を計画すると聞いております。

今日、現在ですが、ホームページの内容を見ますと、審議会も第2回までは終了をしたようになっております。この協議がどこまで進んでおるか分かりませんが、前回の計画では、基本構想は計画の基本となるもので、基本的な理念と目指すべき将来像、その実現のための基本的な考え方を示したもので、10年間の計画と第2回のやつはなっております。

基本計画は、その構想に基づいて実施する施策を示したもので、前後各5年間の計画に

なっています。これは長い計画だと、ちょっと、ぶれてくる可能性があるのですが、5年にされているのかなというふうに思うのですが、町長、いろんな意見を聞きながらというのを言われましたので、今回は、今の時点の構想でいいんですが、どのような計画をされているのか、もう一度教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

先ほども言ったんですけども、やっぱり、この縮充の取組については、なるべくたくさん、できるだけ多くの意見を聞くというようなことで、いろんなところに、民生委員会の研修ですとか、先ほど言いました4中学校に行ったりとか、あと、また地域づくりも、さよう、久崎、平福へ行かせていただいて、こういった縮充のお話もさせていただいて、目指すべきまちの形でありますとか、自分ができることありますとか、そういう形で、今、意見のほうを、いろいろと出していただいている状況です。

それで、先ほども答弁にもありましたとおり、ちょっと、今までとは違ったような形で基本構想とか、そういうものはあれですけども、考えていこうということで、今、こういうふうにしますというようなことが、なかなか言いにくいところがあるんですけども、今回は、2月も開催、審議会開催しましたけれども、6月頃に第3回目を開催する予定で、それまでに、いろんな意見を集めて素案を作っていこうということで考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

これからの策定委員会、しっかりと検討と協議を尽くしていただければなと思っております。

町長の中、答弁の中にもありました、アンケートを実施されておられます。アンケート見せていただいたんですが、3種類のアンケートだったかなと思っております。548人より回答があったということなんですが、その内容と目的、簡単でよろしいので、教えていただければと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

このアンケートについては、総合戦略もあるということで、KPIですね、そちらのほうを作るのに当たって、今の佐用町での暮らしの満足度アンケートというようなことで、これは Well-being の指標に基づいて27項目ぐらいありますけれども、そういう項目で聞いております。それで、今回は、佐用町在住者または出身者という区分と、町内の小・中学生という区分、これは同じような内容で、ちょっと小中学生のは平易な感じで分かりやす

く回答いただくような形でしております。それから町外出身者、かつ、町外の在住者ということで、この3つの区分けをして、アンケートのほうを取っております。

そういうことで、先ほども申し上げましたその KPI を測る上での指標ということで、取りまとめは、ちょっと、今からにはなりますけれども、そういう形で進めております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

結果を、せっかく取った結果ですので、計画に反映していただければと思います。

次にですが、前2回の総合計画の期間中、不幸にも平成21年の豪雨災害、それから令和2年からの新型コロナウイルス感染症の大きな災害に襲われています。しっかりと復旧復興、ポストコロナを見据えた取組を行っていただいております。

今日は、この昼からの一般質問が始まる前に全員で黙とうをささげたわけなんです、東日本大震災から15年目です。死者行方不明者、関連死の方々を含めると2万2,000人を超える方々が犠牲になっておられます。ご冥福をお祈りしたいと思っております。

災害はなければいいのですが、もし発生した時は、以前の町の防災研修会でもありました、災害については、いろいろな事案に対して想定内として、対応できる計画づくりをお願いをしたいと思います。

第3次佐用町総合計画は、これから本格的な計画づくりに入っていくと思われれます。これから、これまでの取組を振り返り、充実進化した第3次総合計画ができますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、4名の方の質問が残っておりますが、これをもちまして、本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、これをもちまして、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日3月12日、午前10時より再開します。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後03時07分 散会
